

国際会計研究学会 年報

2022年度第1号 (通号51号)

いま、国際会計研究とは何かを問い直す

国際会計研究学会 年報

2022 年度第 1 号 (通号 51 号)

いま、
国際会計研究とは何かを問い直す

国際会計研究学会 年報
—2022 年度第 1 号 (通号 51 号) —

目 次

統一テーマ「いま、国際会計研究とは何かを問い直す」

I 基調講演

- 基準開発の深層：国際会計研究からのメッセージ……………杉本徳栄 5

II 査読論文

- のれんの事後測定と価値関連性
— 償却アプローチ VS 減損のみアプローチ —……………野口倫央 19
- 除去費用の当初認識における会計処理の考察……………岡村晋太郎 33

III Summary of Articles……………49

IV 諸規則……………53

編集後記／米山正樹

I 基調講演

基準開発の深層： 国際会計研究からのメッセージ

杉本 徳 栄
関西学院大学

要 旨

主たる基準設定主体の基準開発のあり方やガバナンス構造などを調査・分析し、基準開発の「深層」を深掘りしてみたところ、そのほとんどが民間独立の機関とはいえ、基準設定主体の基準開発のあり方は一様ではない。そのなかにあつて、日本の基準開発のあり方は他の機関のそれと比較すると顕著な差異があり、1つの大きな特徴をなしている。また、政策や基準開発の有効性と信頼性の確保からも、「証拠に基づく政策」や「証拠に基づく基準設定」の重要性が認識されているが、顕著な差異がこれを必ずしも機能させていない。日本の基準開発にアカデミクスを深く組み入れることを国際会計研究からのメッセージとして提言し、併せて望ましいモデル案を提示する。

□企業会計の七不思議□

「これはユーモアではない。ましてハツタリでもない。多年会計学を研究してきた間に湧いて出た疑問を、数を合せて七つばかり拾い上げただけのことである。企業会計には困難なものが多数ある。楯の一面という諺があるが、ともすれば学者は一方的にものを狭く考えて、全般にものを見渡さない傾きがある。それでその結論が、他の面で矛盾^{ママ}撞著することに考え及ばない。そこで不可思議が発生するのである。ここに提出した疑問も、それをより深く探求して見たら、面白い理論も発見されるかも知れない。その仕事は新進学徒の研究におまかせしたい」(太田 [1954], 23 頁)。

I はじめに

一 国際会計の不思議一

研究は、気づきを生み出す疑問を持つプロセスが不可欠である。冒頭の「企業会計の七不思議」と題する太田 [1954] からの引用文は、かつて研究を通じて気づき、湧いて出た疑問を不可思議と表現した。その不可思議が生じる原因は、研究のアプローチのあり方にあるとする。「盾の両面を見よ」と説く。

なお、太田 [1954] のいう「企業会計の七不思議」とは、①投下資本が半分で済むこと、②台風被害にも差別がある、③現金預金は賈金ではないか、④つか^{ママ}つてもへらぬ積立金、⑤勘定足りて銭足らず、⑥資本と利益は同類か異類か、⑦発生主義とは何が発生したか、であった(23-30 頁)。

七不思議とまでは言わないまでも、これまでの国際会計研究を通して湧いて出たいくつかの不可思議のなかから、本稿では、とくに基準開発の深層にみられることを示してみたい。「盾の半面」を見落としていることを恐れるが、①基準設定主体のガバナンスー設立母体(設立支援団体)と②基準開発の構造からの気づきを基準開発の深層として捉え、その検討を通じて、国際会計研究からのメッセージとしていささかなりとも提言を試みてみたい。

II 基準開発の深層：その 1

第一の基準開発の深層として取り上げたいのは、基準設定主体の設立母体(設立支援団体)にアカデミクス(学者およびその組織)が参画しているか否かである。

日本での財団法人財務会計基準機構(FASF)の設立は、大蔵省金融企画局市場課参事官室が「企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会」を開催し、その審議結果をベースにしたものであった。当該懇談会は、「大蔵省に産業界、証券界、監査人、学界からの関係者が参集し、民間機関が会計基準設定機能を担うことにつき、満たすべき要件を含めてその具体的可能性等について、幅広い観点から鋭意議論・検討を行うこと」を目的とし、6回の議論を踏まえて「企業会計基準設定主体のあり方について(論点整理)」(2000年6月29日：大蔵省・企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会[2000])を公表している。民間独立の基準設定主体を設立する審議に、アカデミクスからも関係者が参画している。

しかし、2001年7月26日に設立されたFASFの設立母体は、民間10団体で、作成者の経済団体連合会と日本商工会議所、利用者の全国証券取引所協議会、日本証券業協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会および日本証券アナリスト協会、監査人の日本公認会計士協会、そして企業財務制度研究会(COFRI)である。「企業会計基準設定主体のあり方に関

図表 1 基準開発の深層：その1ー基準設定主体の設立母体（設立支援団体）

基準設定主体	設立年	設立根拠文書	設立母体（設立支援団体）など
IFRS 財団 国際会計基準審議会 (IASB)	2001年	IASC 戦略作業部会 最終報告書「IASCの将来像に関する勧告」(1999年)	— (評議員会と理事会が運営を行なう有限責任の法人。資金は、政府、監査法人、国際機関、財務諸表作成者等からの寄附などによる)
財務会計財団 (FAF) 財務会計基準審議会 (FASB)	1973年	アメリカ公認会計士協会 (AICPA) Wheat 委員会「会計原則の設定に関する研究報告書」(1972年)	アメリカ会計学会、AICPA、AIMR (現 CFA 協会)、財務管理者協会、アメリカ証券業協会 (現在 政府財務官協会、アメリカ管理会計士協会、監査人・会計検査官・出納長協会を加えた 8 団体)
財務報告評議会 (FRC)	1990年	ビジネス・イノベーション・技能省「FRC 組織改革案」(2011年) (会計基準審議会 (ASB) から FRC に移行 (2012年7月))	政府 (政府、市場参加者 (株式公開企業、大手民間企業、公共団体、取締役会、監査委員会)、金融の専門家 (会計士、アクチュアリー、監査人)、利用者 (仲介機関、投資家、メディア))
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	1991年	カナダ勤許会計士協会のボランティアワークロードに関するタスクフォース (CICA Task Force on Volunteer Workload) 「ボランティアワークロード」(1988年)	CICA (現 CPA カナダ (CPA Canada)) (カナダ会計基準監視評議会 (AcSOC) による「委任事項 (付託事項)」および監視)
韓国会計基準院 (KAI) 韓国会計基準委員会 (KASB)	1999年	世界銀行と財政経済部への提出報告書 「独立した民間主導の会計基準制定機関の設立 (案)」(1999年)	韓国公認会計士会、大韓商工会議所、全国経済人連合会、中小企業中央会、韓国上場会社協議会、全国銀行連合会、韓国金融投資協会、生命保険協会、損害保険協会、韓国取引所、金融監督院、韓国会計学会、KOSDAQ 協会
財務会計基準機構 (FASF) 企業会計基準委員会 (ASBJ)	2001年	大蔵省 企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会「企業会計基準設定主体のあり方について (論点整理)」(2000年)	経済団体連合会、日本公認会計士協会、全国証券取引所協議会、日本証券業協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本商工会議所、日本証券アナリスト協会、企業財務制度研究会

出所：各基準設定主体の Website、設立根拠文書および杉本 [2007] などをもとに作成。

する懇談会」への学界からの参画はみられるものの、他の機関・団体とは違って、関係者としての個人の参画であり、アカデミクスの機関である学会などは、FASF の設立母体の構成員とはなっていない。

図表 1 は、主たる基準設定主体の設立文書や設立母体などについて整理したものである。

もちろん、いずれの基準設定主体も基準開発の一員としてアカデミクスから選任され、携わっている。ここでは、基準開発メンバーとしてではなく、基準設定主体の設立母体としての関与の有無について問うていることに留意され

たい。

図表 1 に提示した 6 つの基準設定主体の設立根拠文書などによれば、基準設定主体であるアメリカの財務会計財団 (FAF) ・財務会計基準審議会 (FASB) および韓国会計基準院 (KAI) ・韓国会計基準委員会 (KASB) は、その設立母体にアカデミクスが直接参画していることがわかる。アメリカ会計学会 (AAA) と韓国会計学会 (KAA) が、それぞれ設立支援団体に名を連ねているのである。

加えて、韓国の民間独立の基準設定主体の設立案の策定については、アカデミクスが直接関

与していた事実を補足しておきたい。

韓国が民間独立の会計基準設定主体を設置する直接的要因は、1997年のアジア通貨・金融危機にあった。国難に直面した韓国は、国際通貨基金（IMF）をはじめ、世界銀行（国際復興開発銀行（IBRD））からの借款に際して、1999年6月までに独立した会計基準設定機関を発足させ、実行計画の公表が条件として付された。韓国政府とIBRDは、独立の民間会計基準設定機関の設立に合意しているが、設立根拠文書でもある世界銀行と財政経済部への提出報告書「独立した民間主導の会計基準制定機関の設立（案）」（1999年4月：宋 et al.[1999]）は、研究を委ねられた大学の研究者（2名）と民間研究所の研究者（1名）が取りまとめたものである。つまり、韓国における民間独立の基

準設定主体の設立案は、アカデミクスによるものと言ってよい⁽⁴⁾。

Ⅲ 基準開発の深層：その2

第二の基準開発の深層として取り上げたいのは、基準開発の構造についてである。つまり、基準開発の構造にアカデミクスが組み込まれているかである。この基準開発の深層を解明するために、先の主たる6つの基準設定主体の基準開発の構造におけるアカデミクスの組入れ（関与）のあり方について概要を整理したものが、**図表2**である。各基準設定主体の基準開発の構造には特徴がある。その特徴を踏まえて、ここではそれぞれ「モデル」として表わすことにしよう。

図表2 基準開発の深層：その2—基準開発の構造

基準設定主体	基準開発の構造におけるアカデミクスの組入れ（関与）
 IFRS 財団 国際会計基準審議会 (IASB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術論文による「証拠に基づく基準設定」 ・ ジャーナル・学会・FASBなどとの提携で、IASBの基準開発活動に情報を提供する証拠に基づく論文の議論を通じて、基準設定者、投資家、規制当局、監査人、財務諸表作成者を含む、アカデミクスとアカデミクス以外の者との間の相互作用を促すための「IASB Research Forum」を毎年開催
 財務会計財団 (FAF) 財務会計基準審議会 (FASB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務報告の改善に向けた学術研究の活用とFASBのイニシアティブ ・ FASBのイニシアティブ（アカデミクスが参画する他の手段）によるアメリカ会計学会（AAA）との継続的なパートナーシップ（委員会がコメントレーターや研究報告書などを提出）
 財務報告評議会 (FRC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計・報告政策の諸活動におけるリサーチ活動（アカデミクスと連携し、財務報告の質を改善） ・ 大学、研究機関およびリサーチ・コンサルタントへの定期的な外部委託研究
 カナダ会計基準審議会 (AcSB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサーチ・プログラムによる「証拠に基づく決定」 ・ 会計基準の設定に関連する分野の学術研究についてAcSBに十分な情報を提供し、基準設定プロセスに役立つ学術研究プログラムをタイムリーに開発することを目的とする、研究・教育者を構成員とする「学術諮問委員会」を設置
 韓国会計基準院 (KAI) 韓国会計基準委員会 (KASB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠に基づく基準設定・意見発信のためのリサーチ（大学の研究者などへの委託研究） ・ IFRSの制定および適用過程に反映し、高品質な会計基準の設定を目指すために、韓国会計学会（KAA）と共同で「IFRS Research Forum」を毎年開催し、研究成果を年次大会で報告し、同時に学会誌に掲載
 財務会計基準機構 (FASB) 企業会計基準委員会 (ASBJ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ? ・ 【参考】金融庁は調査研究の企画競争を実施

出所：各基準設定主体のWebsiteなどをもとに作成。

1. IFRS 財団・IASB モデル

IFRS 財団・国際会計基準審議会 (IASB) は、主として①「証拠に基づく基準設定」(Evidence-based Standard-setting) と②IASB Research Forum の開催などを通じて、アカデミクスが基準開発の構造に組み入れられ、深く関与している。

「証拠に基づく基準設定」は、IASB による基準設定の意思決定を裏付けるために証拠を使用するというもので、証拠に裏付けられた意思決定は、確信とともに結論の信頼性を高める。基準開発の高く評価された包括的かつ透明性のあるデュー・プロセスのいずれの段階（調査プログラムから基準の適用後レビュー (PIR) まで) においても、この証拠に基づく基準設定が要求される (IFRS Foundation Website, Resources for academics)。

IASB 会議に供される各種基準開発プロジェクトのスタッフ・ペーパー (アジェンダ・ペーパー) こそが証拠に基づく基準開発の最たるもので、多くの学術的証拠の文献レビューが行なわれ、取り入れられている。たとえば、のれんと減損に関連する 149 編の学術的証拠を活用

したスタッフ・ペーパー (IASB [2021c]) をはじめ、基本財務諸表プロジェクトに関連する 121 編の学術的証拠の文献レビューを行なったスタッフ・ペーパー (IASB [2021a]) や採掘活動に関連する 18 編の学術的証拠の文献レビュー (IASB [2020]) など数多い。適用後レビューに資する学術的証拠の研究をアカデミクスに促すために、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第 9 号「金融商品」および IFRS 第 16 号「リース」などの適用後レビューの研究ウェビナー (たとえば、IASB [2021b]) も開催し、また視聴できるようにしている。

IASB Research Forum は、IASB の基準開発のプロジェクトに関わる研究の議論を通じて、基準設定者、投資家、規制当局、監査人、財務諸表作成者を含む、アカデミクスとアカデミクス以外の者との間の相互作用を促すために、学会・ジャーナルなどと提携して、2014 年から毎年開催されている。次の図表 3 の IASB Research Forum の開催一覧からもわかるように、提携ジャーナルは、必ずしも毎年固定されているわけではない。

図表 3 IASB Research Forum の提携ジャーナルなど

IASB Research Forum	共催・提携ジャーナル
2014 年 (10 月 2 日)	共催・提携ジャーナルなし
2015 年 (10 月 11 日)	<i>Accounting & Finance</i> 誌
2016 年 (10 月 15 日・16 日)	<i>Contemporary Accounting Research</i> 誌
2017 年 (11 月 28 日・29 日)	<i>Accounting in Europe</i> 誌および <i>European Accounting Review</i> 誌
2018 年 (11 月 11 日・12 日)	<i>Abacus</i> 誌
2019 年 (10 月 28 日・29 日)	<i>Journal of International Accounting Research</i> 誌
2020 年 (11 月 2 日・3 日)	<i>Accounting and Business Research</i> 誌
2021 年 (11 月 3 日・4 日)	FASB と共催・ <i>Accounting & Finance</i> 誌
2022 年 (11 月 2 日～4 日)	FASB, AAA の <i>The Accounting Review</i> 誌と共催・ <i>The Accounting Review</i> 誌
2023 年 (11 月初旬開催予定)	<i>Accounting in Europe</i> 誌および <i>European Accounting Review</i> 誌

出所：IFRS Foundation Website, Resources for academics および AAA Website, About Financial Accounting and Reporting Section などをもとに作成。

これに加えて、プロジェクトの情報を共有し、学術的証拠やアカデミクスの見解を聞くためのカンファレンスの開催や、カナダ、スウェーデン、英国およびアメリカの学術チームと議論する研究プロジェクトなども進められている。

2. アメリカ FAF・FASB モデル

「学術研究は、FASB が一般に認められた会計原則 (GAAP: アメリカ会計基準) で認識されている問題の重要性と普及度を評価し、潜在的な実行可能な解決策を特定して評価するのに役立ちます」(FASB Website, Projects, For Academics) — FAF・FASB は、基準開発や財務報告の改善にあたり、アカデミクスの役割を重視している。FASB ボード (理事会) が学術研究を活用するのは、仮アジェンダ調査、コメントレーター、ステークホルダーへのアウトリーチ活動、適用後レビューなどにみられる。

FASB が展開するアカデミクスに重点を置いたイニシアティブは数多い。

その1つが「学会・カンファレンス」であり、先の IFRS 財団・IASB モデルでの IASB Research Forum の共催、すなわち 2022 Joint IASB, FASB and TAR Conference の開催である。「若手研究者表彰」(会計基準設定に関わる

問題に貢献する可能性の観点から、最高品質と評価された博士学位論文を表彰する)、「あなたの研究を FASB と共有」(基準設定プロセスで検討するための学術研究の提供を求める)なども有力なイニシアティブであり、FASB のプロジェクト関連の学術論文を FASB に提出するポータルサイト (Academic Paper Submission Portal) も開設している。

イニシアティブのなかで、図表 4 に示したように、「アカデミクスが参画する他の手段」も充実している。このうち、AAA との継続的なパートナーシップは、FASB, IASB および他の会計基準設定グループが、財務会計および報告に関する公式の基準設定のリリース (情報要請、討議資料、公開草案など) を公表した際に、関連する学術研究に基づいたタイムリーで、実質的かつ建設的な文書によるフィードバックを提供するものである。たとえば、AAA の財務報告政策委員会 (FRPC) は、FASB の公開草案や証券取引委員会 (SEC) の規則案に対してコメントレーターなどのフィードバック (AAA Financial Accounting Standards Committee [2005], AAA [2010]) を提出し、基準開発や規制措置にアカデミクスによる学術的証拠や意見表明を提出してきた。

図表 4 アメリカ FAF・FASB モデルにおけるアカデミクスが参画する他の手段

アカデミクスが参画する他の手段	
アメリカ会計学会 (AAA) との継続的なパートナーシップ	FASB, IASB および他の会計基準設定グループが、財務会計および報告に関する公式の基準設定のリリース (情報要請, ディスカッション・ペーパー, 公開草案など) を公表した際に、関連する学術研究に基づいたタイムリーで、実質的かつ建設的な文書によるフィードバックを提供
アカデミック・リサーチ・グループ (ARG) の設置 (2014 年)	さまざまな問題について、FASB に情報提供するために定期的に会議を開催する、アカデミクスだけで構成されるリサーチ・グループ
財務報告問題カンファレンス (FRIC)	アカデミクスだけの招待制の年次会議
アカデミック・サマー・プログラム	博士学位取得候補者と若手研究者向けの年次プログラム
財務会計基準諮問会議 (FASAC)	FASB の諮問会議体: 個別の会計基準設定に関わるテクニカルなアドバイスの行なう

出所: FASB Website, Projects, For Academics および AAA Website, FRPC などをもとに作成。

3. 英国 FRC モデル

英国の財務報告評議会（FRC）は、「ビジネスの透明性と誠実さを促進する」という目的達成のための活動として、「会計・報告政策の諸活動」を行なっている。この諸活動は、①英国の会計基準（英国の会計基準の開発・維持）、②IFRS に影響を及ぼす（協議などを通じて IASB を監視し、影響を及ぼす）、③より幅広い企業報告（戦略報告書ガイダンスを作成・維持し、年次報告書の品質を向上）、④XBRL FRC タクソノミー（タクソノミーの開発・維持）、⑤リサーチ活動（利害関係者へのアウトリーチやアカデミクスと連携し、財務報告の質を改善）、⑥財務報告ガイダンス（英国の会計・監査業務の中核にある「真実かつ公正」の概念）および⑦英国会計基準エンドースメント審議会（UKEB）のデュー・プロセスの監視²⁾で構成される。

このうち、「リサーチ活動」と「UKEB のデュー・プロセスの監視」が、アカデミクスの参画や連携に関わるものである（FRC Website, Research at the FRC）。

リサーチ活動は、FRC の目的でもある「基準設定プロセスの初期段階で（IASB が正式な提案を公表する前に）、重要な財務報告の問題に関する議論を促す」、「投資家やその他の利害関係者への英国財務報告の改善の可能性を特定する」に貢献することになる。この活動によるリサーチ・プロジェクトには、たとえば次のものが行なわれてきた。

■「インタンジブルズ：事業報告はいかに改善すべきか？」プロジェクト

FRC のディスカッション・ペーパー「インタンジブルズの事業報告：現実的な提

案」（2019年2月：FRC [2019]）、FRC のフィードバック・ステートメント「インタンジブルズの事業報告：現実的な提案」（2021年1月：FRC [2021]）

■「財務情報の速報」プロジェクト

FRC のディスカッション・ペーパー「意見募集：監査人および予備的報告」（2017年4月：FRC [2017a]）、FRC のフィードバック・ステートメント・インパクトアセスメント「ディスカッション・ペーパー意見募集—監査人および予備的報告」（2017年10月：FRC [2017b]）

■「キャッシュ・フロー計算書の改善」プロジェクト

FRC のディスカッション・ペーパー「キャッシュ・フロー計算書の改善」（2016年10月：FRC [2016]）、など

FRC も基準開発でのリサーチを重視している。リサーチにより、①FRC の影響を理解することができ、②業務の有効性や効率を向上させることができ、また③将来の戦略を立てることができるのである。FRC のリサーチ・プログラムは、コードや基準の変更案、実施計画、および FRC ボード（理事会）に助言する専門委員会の作業に関する FRC による定期的かつ広範な協議を補完し、情報を提供するのである。また、FRC は、大学、研究機関およびリサーチ・コンサルタントへの外部研究を定期的に委託している³⁾。図表 5 にまとめた FRC による外部委託研究のプロジェクトと研究受託者から明らかのように、多くのプロジェクトを受託しているのはアカデミクスであり、成果として研究報告書を提出している。

図表 5 英国 FRC による外部委託研究のプロジェクトと研究受託者

プロジェクト (報告書)	報告日	研究受託者
「英国スチュワードシップ・コード 2020 の実務と報告への影響」(Tilba et al. [2022])	2022 年 5 月 7 日	Minerva Analytics, the Durham University and King's College London
「英国の現代版奴隷報告の実務－現代版奴隷報告書とアニュアルレポートからの証拠」(Young and Gad [2022])	2022 年 4 月 25 日	Lancaster University
「大規模非公開会社におけるウェイツ原則に照らしたコーポレートガバナンス原則」(Gaia et al. [2022])	2022 年 2 月 23 日	University of Essex
「監査品質に関する監査委員会委員長の見解およびアプローチ」(YouGov [2022])	2022 年 1 月 26 日	YouGov (市場調査、データ収集・分析会社)
「気候変動シナリオ分析：現行の実務と開示の傾向」(Quattrone [2021])	2021 年 10 月 28 日	The University of Manchester
「FTSE 350 企業の取締役会のダイバーシティ(多様性)と効果性」(Akimoto et al. [2021])	2021 年 7 月 20 日	London Business School
「従業員エンゲージメントと英国のコーポレートガバナンス・コード：会社の報告と実践のレビュー」(Rees and Briône [2021])	2021 年 5 月 24 日	Involvement & Participation Association (IPA) and Royal Holloway, University of London
「英国コーポレートガバナンス・コード 2018 に従った報酬報告の変更」(Abdelfattah et al. [2021])	2021 年 5 月 12 日	University of Portsmouth

出所：FRC Website, Research at the FRC をもとに作成。

4. カナダ AcSB モデル

AcSB は、基準開発において、リサーチ・プログラムによる証拠に基づく決定を下す。対処すべき重要な問題を特定するためのデータ収集や学術研究などの検討、並びに、学会と基準設定者との間のより緊密な関係構築などを目指すものである (AcSB Website, Research Program)。

AcSB のもとには、定期的な公開フォーラムとしての IFRS[®] ディスカッション・グループ、プロジェクト提案の作成などを支援する作業部会としての「年金制度ワーキング・グループ」

(Pension Plan Working Group) や IFRS 第 17 号「保険契約」の導入を支援するとともに導入上の問題を議論する「保険移行リソース・グループ」(Insurance Transition Resource Group) などをはじめ、「非上場会社諮問委員会」(Not-For-Profit Advisory Committee), 「民間企業諮問委員会」(Private Enterprise Advisory Committee), 「ユーザー (利用者) 諮問委員会」(User Advisory Committee) や「学術諮問委員会」(Academic Advisory Committee) を設置している。とくに、学術諮問委員会が 2005 年 4 月に設置されたのは、

AcSBの活動への学界からの情報や知見の提供を改善するためである。「会計学者は多くのリサーチを行っており、その研究結果は（実務家は言うに及ばず）基準設定者にとって重要な意味を持つ可能性がある。学界からの研究結果の伝達は、これまで取り入れることが可能であったが遅れた」（AcSB Website, Committees, Academic Advisory Committee）という反省によるものである。

学術諮問委員会は、会計基準の設定に関連する分野の学術研究について AcSB に十分な情報を提供し、基準設定プロセスに役立つ学術研究プログラムがタイムリーに開発されることを保証することを目的とする。AcSB と IASB が提案した会計基準を含むさまざまな問題について、AcSB に情報を提供するとともに、基準設定に幅広い影響を及ぼす理論的概念を AcSB に通知し、必要に応じて、AcSB のリサーチ・アジェンダの決定、開発および適用にも貢献する役割を担っている。また、学術諮問委員会の委員は、会計基準監視委員会（AcSOC）の学識経験者を含む、カナダ全土からの 10～15 名の研究・教育者で構成され、当該委員会は非公開で年に 1～2 回開催される（AcSB Website, Committees, Academic Advisory Committee）。

5. 韓国 KAI・KASB モデル

KAI は、「透明な経済を先導する世界トップクラスの会計基準制定機構」のビジョンのもと、「国益を反映できる国際会計基準の制定お

よび国内の資本市場の発展に実質的に貢献するためにさまざまな研究活動」を行なっている。この研究活動には、①IFRS 関連の基礎研究の強化、②IFRS Research Forum、③影響分析手続きの確立がある（KAI/KASB Website（韓国語版）、About KASB/KAI および Research）。

現在進めている IFRS 関連の基礎研究の強化の研究活動は、財務情報の有用性を向上させるための基礎研究を継続的に実施することをはじめ、「コアとなる無形資産報告書に関する研究」、「暗号資産（仮想通貨）」、「連結財務諸表」および「別途財務諸表」である⁽⁴⁾。

なお、「コアとなる無形資産報告書に関する研究」でも取りまとめられたが、KAI は、パブリックコメント、文献調査、実証分析などとともに、自らの研究、受託研究、大学の研究者などへの委託研究という研究方法を活用している。このうち、大学の研究者などへの委託研究の成果は、「KAI 研究報告書」として順次公表している⁽⁵⁾。

加えて、KAI は、先の IFRS 財団・IASB モデルでの IASB Research Forum と同様に、「IFRS Research Forum」を開催している。IFRS に関する研究を活性化し、ひいては、研究成果を IFRS の制定および適用プロセスに反映するために KAA と共同で毎年開催しているのである（図表 6 参照）。IFRS Research Forum の公募に際し、KAI 指定の研究テーマも提示され、基準設定主体の関心事や必要とする研究成果を知ることできる。

図表 6 KAI と KAA による IFRS Research Forum

IFRS Research Forum	
研究費の支給	研究委員会（構成員：研究者 4 名）が、毎年、研究計画書に基づき「5 編以内」を選定し、「500 万ウォンの研究支援金」を支給（選考時に 100 万ウォン、最終義務達成時に 400 万ウォン）
義 務	中間報告セミナー 1 回（3 月末～4 月）、韓国会計学会 夏季学術大会での最終報告 1 回（6 月）および学会誌『会計ジャーナル』（ <i>Korean Accounting Journal</i> ）または『会計学研究』（ <i>Korean Accounting Review</i> ）への掲載
IFRS Research Forum 選定研究数	第 1 回（2016 年）IFRS Research Forum：5 編 第 2 回（2017 年）IFRS Research Forum：2 編 第 3 回（2018 年）IFRS Research Forum：3 編 第 4 回（2019 年）IFRS Research Forum：9 編（第一次公募：6 編，第二次公募：3 編） 第 5 回（2020 年）IFRS Research Forum：10 編 第 6 回（2021 年）IFRS Research Forum：5 編 第 7 回（2022 年）IFRS Research Forum：5 編

出所：KAI/KASB Website, IFRS Research Forum および KAA Website（いずれも韓国語版）などをもとに作成。

IV 基準開発のガバナンス構造

以上の考察を整理すると、「基準開発の深層：その 1」としたアカデミクスの設立母体（設立支援団体）への参画は、アメリカ FAF・FASB モデルと韓国 KAI・KASB モデルにみられる。

「基準開発の深層：その 2」としたアカデミクスの基準開発の構造における組入れ（関与）は、IFRS 財団・IASB モデル、アメリカ FAF・FASB モデル、英国 FRC モデル、カナダ AcSB モデルおよび韓国 KAI・KASB モデルのいずれでもみられ、基準開発が有効に機能している。

それでは、なぜ日本は基準開発にアカデミクスの組入れ（関与）がない、またはよく言っても希薄なのだろうか。

その理由として、第一に、基準開発の構造上、大蔵省や金融庁の企業会計審議会での審議において、FASB を設立した民間 10 団体の 1 つでもあった COFRI が調査・研究の役割や機能を担ってきたことにある。民間独立の基準設定主体として FASB・ASBJ が設立された後、

COFRI は解散し、残余財産の寄附により FASB の基本財産に繰り入れられたが、ASBJ が調査・研究の役割や機能は言うに及ばず、国内と海外のすべての対応を一手に担っている。設立母体にアカデミクスが関与しなかったことは、そのまま基準開発の構造のあり方にも結びつく結果となっている。

第二に、IASB と ASBJ による財務報告基準（会計基準）のコンバージェンス活動や金融危機などで多岐にわたる基準開発への迅速な対応が求められ、展開してきたことにある。まさに待ったなしの状況下にあったと言ってよい。

もとより、アカデミクス側にも問題がある。基準開発における学術的証拠のフィードバックなどを必ずしも十全に行なっているとはいえず、残念ながら、その学術的証拠が必要視されてこなかったといっても過言ではない。国内に内在する大きな一因である。

ところで、IFRS 財団の傘下に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設置され、包括的なグローバル・ベースラインの IFRS サス

テナビリティ開示基準の開発も始まった。IFRS 財団のガバナンス構造とその体制は、2つの国際的な基準開発をIASBとISSBにそれぞれ担わせる設定主体並存型をなしている。

アメリカのFAFは、傘下の基準設定主体はもっぱらFASBだけである。アメリカのサステナビリティ会計基準に関する非営利団体であるサステナビリティ会計基準審議会(SASB)は、2021年6月に国際統合報告評議会(IIRC)と合併し、新たなバリュー・レポーティング財団(価値報告財団:VRF)の傘下となった。また、このVRFは、2021年の第26回気候変動枠組条約締結国会議(COP26)のコミットメントに従い、気候変動開示基準委員会(CDSB)に続いてISSBに統合された。

日本のFASFは、一般に公正妥当と認められる会計基準に加えて、サステナビリティ報告基準の調査研究・開発のためにサステナビリティ基準委員会(SSBJ)を設立して、ガバナンス構造上、IFRS財団とおおむね同じ体制を敷いている。ガバナンス構造とそこで企図する各基

準開発の観点からすれば、FASFは、IFRS財団との対応関係がよりスマートかつ有効に機能すると言ってよい。

V おわりに—国際会計研究からのメッセージ：提言—

「証拠に基づく政策立案」(EBPM)の推進が、政策の有効性を高め、その信頼性確保にも資する。基準開発に学術的証拠を強く求め、アカデミクスが深く組み入れられているのは、いずれの基準設定主体においても共通することである。「証拠に基づく基準設定」は、理想ではなく、必然であり、必要不可欠なのである。それを担う役割がアカデミクスにある。

国際会計研究の視点から、基準開発の深層にみられる不可思議な事実ないし真実を2つだけ明らかにしたが、本稿を閉めるにあたって、国際会計研究からのメッセージとして次の提言を行なっておきたい。

【提言】	<ul style="list-style-type: none">□ 企業会計基準委員会(ASBJ)は、基準開発の構造にアカデミクスと学術研究を組み入れていくことが必要と考えられる。□ アカデミクスは、基準設定主体と連携して、基準開発をはじめ制度設計に資する研究をさらに推進していく必要があると考えられる。
-------------	---

また、基準設定の各種モデルのなかで、日本にとって望ましいモデル案についても提示しなければいけない。

一連のモデルのうち、もし「アメリカFAF・FASBモデル」を導入すれば、重厚な「アカデミクスが参画する他の手段」の整備が必要となる(ただし、一部のイニシアティブを導入する

ことも方法論として考えられる)。「カナダAcSBモデル」によれば、ガバナンス構造に研究・教育者による「学術諮問委員会」に類似する委員会を新たに設置することが必要となる。

これらを踏まえれば、モデル案としては、次の2つの案を示すことができる。

望ましい モデル案	<p>(1案) 「英国 FRC モデル」による大学などへの外部委託研究を組み入れ、アカデミクスと連携して財務報告の質を改善する。</p> <p>(2案) 「IFRS 財団・IASB モデル」による「(IASB) Research Forum」を毎年開催し、学術論文による「証拠に基づく基準設定」を展開する。</p>
--------------	---

(2案) については、「韓国 KAI・KASB モデル」による、①「証拠に基づく基準設定・意見発信のためのリサーチ」と②「特定の学会との『Research Forum』(研究支援金の支給)の開催・学会誌への掲載」も考えられる。

基準設定主体のガバナンス構造に照らし合わせれば、「(2案)」モデルによる構造化が比較的容易と考えられる。「証拠に基づく政策立案」は言うに及ばず、「証拠に基づく基準開発」は、アカデミクスを構造化することではじめて機能するのである。

注

- (1) 設立(案)の基本構造は、アメリカの FAF・FASB をモデルにしたもので、また組織(案)は、財団法人韓国会計院(KFAF)、韓国会計基準委員会(KASB)、会計基準諮問委員会、調査研究部からなる(宋 et al. [1999], pp.41-56)。
- (2) 英国議会、国務大臣、FRC および UKEB の連携の構図などの詳細については、杉本 [2021] を参照されたい。
- (3) FRC の外部委託研究は、「Contracts Finder」(政府やその機関との ¥10,000 を超える契約に関する情報を取得できる情報サイト)を通じて知ることでもできる。
- (4) 「コアとなる無形資産報告書に関する研究」は、無形資産に関する情報を織り込むことができる「コアとなる無形資産報告書」という新しい形式での報告書概念を提案し、これを実際に企業に適用することで、今後の財務報告改善方案の議論の基礎として活用するための研究を実施するものである。この研究に関連して、KAI の KASB は、2019 年 12 月の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)で次のようなリサーチによる意見発信を行なっている。これは、①企業価値の主要なドライバーである「コアとなる無形資産」を新たに定義し、②貨幣を単位とする公正価値で測定し、③貸借対照表を補足する「コアとなる無形資産報告書」に「コアとなる無形資産」を表示・開示する方法についての提案である。この研究成果は、KAI 研究報告書第 51 号「コアとなる無形資産報告書」(2021 年 1 月)(韓国会計基準院 [2021])として取りまとめられている。
- (5) 2022 年 9 月現在、KAI 研究報告書は、第 1 号「企業会計基準準則についての研究」(2000 年 7 月:韓国会計基準院 [2000])から第 55 号「小規模上場企業の K-IFRS 適用負担緩和の研究」(2022 年 6 月:韓国会計基準院 [2022])まで公表されている。

参考文献

- Abdelfattah, T., A. Aboud, K. Hussainey, and K. McBride [2021] Changes in Remuneration Reporting Following the UK Corporate Governance Code 2018, FRC, May 2021.
- Akimoto, M., O. Anwar, M. Broome, D. Diac, R. S. Peterson, S. Plekhanov, S. Osborne, and V. Rollins [2021] Board Diversity and Effectiveness in FTSE 350 Companies, FRC, July 2021.
- American Accounting Association (AAA) [2010] Response to the SEC's Proposed Rule – Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) by U.S. Issuers, *Accounting Horizons*, Vol.24 No.1, March 2010.

- AAA Financial Accounting Standards Committee [2005] Response to the FASB's Exposure Draft on Fair Value Measurements, *Accounting Horizons*, Vol.19 No.3, September 2005.
- Financial Reporting Council (FRC) [2016] Discussion Paper: Improving the Statement of Cash Flows, October 2016.
- FRC [2017a] Discussion Paper: Invitation to Comment: Auditors and Preliminary Announcements, April 2017.
- FRC [2017b] Feedback Statement and Impact Assessment: Discussion Paper: Invitation to Comment—Auditors and Preliminary Announcements, October 2017.
- FRC [2019] Discussion Paper: Business Reporting of Intangibles: Realistic Proposals, February 2019.
- FRC [2021] Feedback Statement: Business Reporting of Intangibles: Realistic Proposals, January 2021.
- Gaia, S., D. Baboukardos, F. Cuomo, G. Michelon, and T. Soobaroyen [2022] The Wates Corporate Governance Principles for Large Private Companies: The Extent, Coverage and Quality of Corporate Governance Reporting, FRC, University of Essex, University of Bristol, University of East Anglia, Audencia, February 2022.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2020] Staff Paper: Extractive Activities: Academic Literature Review, July 2020.
- IASB [2021a] Staff Paper: Primary Financial Statements, January 2021.
- IASB [2021b] How Can Academics Inform Post-Implementation Reviews of IFRS 15?, 9 February, 2021.
- IASB [2021c] Staff Paper: Goodwill and Impairment: Academic Evidence, May 2021.
- Quattrone, R., R. Charnock, J. O'Rourke, K. Wu, Y. Chahed, and M. Walker [2021] Climate Scenario Analysis: Current Practice and Disclosure Trends, FRC, October 2021.
- Rees, C. and P. Briône [2021] Workforce Engagement and the UK Corporate Governance Code: A Review of Company Reporting and Practice, FRC, May 2021.
- Tilba, A., S. Wilson, D. Katelouzou, and R. Hannigan [2022] Research Study: The Influence of the UK Stewardship Code 2020 on Practice and Reporting, FRC, July 2022.
- YouGov [2022] Audit Committee Chairs' Views on, and Approach to, Audit Quality, FRC, January 2022.
- Young, S. and M. Gad [2022] Modern Slavery Reporting Practices in the UK: Evidence from Modern Slavery Statements and Annual Reports, FRC, April 2022.
- 宋寅萬 et al. [1999] 世界銀行과 財政經濟部에 提出報告書「獨立된 民間主導의 會計基準制定機關의 設立 (案)」, 1999年4月。
- 韓国會計基準院(KAI) [2000] 연구보고서 제1호 「기업회계기준 준칙에 대한 검토」, 2020年7月。
- 韓国會計基準院 [2020a] 연구보고서 제48호 「별도재무제표의 유용성 검토 및 개선방안 연구」, 2020年10月。
- 韓国會計基準院 [2020b] 연구보고서 제49호 「K-IFRS 제1110호 「연결재무제표」의 적용실태와 재무정보 유용성 제고에 관한 연구」, 2020年10月。
- 韓国會計基準院 [2021] 연구보고서 제51호 「핵심무형자산보고서」, 2021年1月。
- 韓国會計基準院 [2022] 연구보고서 제55호 「소규모 상장기업 K-IFRS 적용부담 완화 연구」, 2022年5月。
- 大蔵省・企業會計基準設定主体のあり方に関する懇談会 [2000] 「企業會計基準設定主体のあり方について (論点整理)」, 2000年6月29日。
- 太田哲三 [1954] 「企業會計の七不思議」『企業會計』第6巻第11号。
- 杉本徳栄 [2017] 『国際会計の実像—会計基準のコンバージェンスとIFRSs アドプション』同文館出版。
- 杉本徳栄 [2021] 「英国會計基準エンドースメント審議会(UKEB)の機能と構図—独立性と説明責任—」『週刊 経営財務』No.3529, 2021年11月1日。

II 査読論文

のれんの事後測定と価値関連性 — 償却アプローチ vs 減損のみアプローチ —

野口 倫 央
愛知学院大学

要 旨

IFRS への収斂が進み、日本基準と IFRS の相違が解消しつつある。このような現代において、両会計基準に残存する相違が、のれんの会計処理、特にのれんの事後測定である。日本は償却と減損テストを要求する償却アプローチを採用しているのに対して、IFRS は減損テストのみを要求する減損のみアプローチを採用している。

本研究は、日本基準と IFRS の未だ解決をみないこの相違点に着目し、のれんの事後測定として、償却アプローチと減損のみアプローチとでは、どちらが価値関連性の高い会計情報を提供し得るかを実証分析により解明するものである。

日本企業をサンプルとして検証を行った結果、①償却アプローチによってのみ提供されるのれん償却費は、正の価値関連性を有していること、②償却アプローチに基づくのれん減損損失は、減損のみアプローチに基づくのれん減損損失よりも、より負の価値関連性が高いこと、および③減損のみアプローチのもとでののれん計上額は、償却アプローチのもとでののれん計上額に比して、割り引いて評価される傾向があることが明らかになった。

本研究におけるこれらの発見は、償却アプローチの方が、減損のみアプローチよりも価値関連性の高い会計情報を提供し得ることを示唆するものである。

I はじめに

近年における大きな会計制度の変革の1つは、2005年に欧州連合(European Union; EU)において、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards; IFRS)が強制適用されたことであろう。このEUにおける強制適用以降、IFRSは多くの国と地域で強制的に、あるいは任意に適用され、急速に普及している。

日本において、IFRSの適用は任意とされており、日本基準も存在している。日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan; ASBJ)は、日本基準とIFRSのコンバージェンスに注力しており、その結果として、日本基準の多くはIFRSと類似したものとなっている。

しかしながら、日本基準とIFRSには、大きな相違が存在する。それは、のれんの会計処理、特にのれんの事後測定についてである。日本基準は、のれんの規則的償却に加え、のれんの公正価値が帳簿価額を下回った場合に、のれんの減損損失の認識も要求している。これは、償却アプローチと呼ばれるものである。

これに対して、IFRSは、のれんの規則的償却は要求せず、のれんの公正価値が帳簿価額を下回った場合にのみ、のれんの減損損失の認識を要求している。これは、減損のみアプローチと呼ばれるものである。

国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board; IASB)が2020年に公表したディスカッション・ペーパー『企業結合—開示、のれん及び減損』において、IASBはのれんの償却を再導入することはないと明言している。しかしながら、減損損失が適時的に認識されていないという状況を鑑み、償却の方が適切な会計処理とする見解も未だ多く存在して

いる。

典型的な償却支持者は、ASBJ、欧州財務報告諮問グループ(European Financial Reporting Advisory Group; EFRAG)、およびイタリアの会計基準設定主体(Italian Standard Setter, Organismo Italiano di Contabilità; OIC)である。これら3つの組織は共同で報告書等を公表している。ASBJ、EFRAG、およびOICは、2014年に共同で公表したディスカッション・ペーパー『のれんはなお償却しなくてよいか』において、のれんの償却は、企業結合により取得した経済的資源の一定期間にわたる消費を合理的に反映するものであり、かつ、十分なレベルの検証可能性および信頼性を達成するような方法で実践できるとの理由から、のれんの償却を再導入することが適切であると結論付けている(ASBJ et al. [2014])。

近年における注目すべき動向として、アメリカの財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board; FASB)における、のれんの償却再導入の検討を挙げることができる。IASBに先んじて、2001年に減損のみアプローチを採用したFASBは、ボード会議での検討の結果、規則的償却を採用すること、およびその償却期間を10年とすることを暫定的に決定した(FASB [2020])。このように、のれんの事後測定は、未だ解決をみず、現在も活発な議論が継続している。

償却アプローチと減損のみアプローチの比較は、理論的および制度的にも関心が高い論点ある。理論的見地から捉えれば、両者の比較は、事業投資の結果として得られるのれんに対して、償却アプローチという原価配分のスキームでの処理と、減損のみアプローチという価値評価のスキームでの処理との理論的優位性の検証を含意する。制度的見地から捉えれば、両者の比較は、情報利用者の意思決定に有用な情報

の提供という財務報告の目的を達成するための、会計処理選択の適切性の検証を含意する。

IFRS が多くの国と地域で強制適用されている現代において、償却アプローチと減損のみアプローチのいずれが適切であるかを比較することは困難になりつつある。このような状況において、日本企業をサンプルとすることは、この困難を解決し得る。日本においては、IFRS は任意適用とされており、日本基準適用企業は償却アプローチを、IFRS 適用企業は減損のみアプローチを用いて会計処理を行っている。そのため、日本企業をサンプルとすることで、両アプローチに基づく会計情報の比較が可能となる。

そこで本研究においては、のれんの事後測定に関して、日本企業をサンプルとして、償却アプローチと減損のみアプローチとでは、どちらが価値関連性のある会計情報を提供し得るかの解明を目的として検証を行う。

本研究での検証の結果、償却アプローチによって提供されるのれん償却費には、正の価値関連性があること、償却アプローチのもとでののれん減損損失は、減損のみアプローチのもとでののれん減損損失よりも、負の価値関連性が高いことが明らかになった。さらに、減損のみアプローチのもとでののれん計上額は、償却アプローチのもとでののれん計上額に比して、資本市場において割り引いて評価される傾向にあることも明らかになった。これらの分析結果は、償却アプローチが、投資家の企業価値評価に際して、減損のみアプローチよりも、より価値関連性の高い会計情報を提供していることを示唆するものである。

本研究の残りは、次のように構成されている。II では先行研究のレビューを行った上で仮説を構築し、III でリサーチ・デザインを提示する。IV でサンプル選択と記述統計を概観したの

ち、V で分析結果を示す。最後にVI では本研究の結論を述べる。

II 先行研究と仮説構築

のれんの会計処理、特に事後測定に関する議論は古くて新しい。昨今、この議論の中心は、償却アプローチと減損のみアプローチのいずれが適切な会計処理であるかというものであり、価値関連性比較は、主たる検証手法の1つであろう⁽¹⁾。両アプローチの価値関連性を比較する視点としては、のれん償却費の価値関連性、のれん減損損失の価値関連性、および資産計上されたのれんの価値関連性を挙げる事ができよう⁽²⁾。

まず、のれん償却費の価値関連性に焦点を当てる。近年、グローバルな規模でIFRSの適用が進むにつれ、両アプローチを比較する研究が減少している。しかしながら、FASB や IASB が減損のみアプローチを導入する前の2000年前後には、両アプローチの比較研究が活発に行われていた。その代表的な研究が、Jennings et al. [2001] と Moehrle et al. [2001] である。両研究は、のれん償却費控除前利益の価値関連性を検証したものであり、のれん償却費控除前利益に価値関連性があることを明らかにし、かつのれん償却費に価値関連性がないことを明らかにした⁽³⁾。この検証結果から、両研究は、償却アプローチが、減損のみアプローチよりも有用な情報を提供し得ないという結論を導いている。

日本企業に焦点を当てた先行研究としては、永田 [2002] や北川 [2006]、山地 [2008]、石井 [2016] がある。これらの先行研究は、概ね、のれん償却費に正の価値関連性があることを明らかにしている。このような日本企業を分析対象とした検証結果は、海外の先行研究の検

証結果とは異なる点で特徴的である⁴⁾。

のれん償却費は費用であることから、利益を押し下げるものである。それにも拘らず、日本企業を分析対象とした先行研究は、資本市場がその償却費をポジティブに捉えているという結果を導出している。このような結果に対して、奥村 [2017] は、節税効果仮説とシグナリング仮説から解釈を行っている。特にシグナリング仮説に関する解釈は興味深い。すなわち、償却期間として回収期間が用いられるのであれば、のれん償却費の大きさは、投資支出の早期回収という財務的安全性および将来キャッシュ・フローの獲得を意味し、それゆえ、資本市場がのれん償却費をポジティブに評価するという解釈である。これは、将来において高い利益成長を記録する企業ほど、戦略的に短期の償却期間を選択していることを明らかにした Henning and Shaw [2003] と整合的な解釈である。

奥村 [2017] の解釈は、のれんの償却期間として日本企業が回収期間を採用していることをもって成立するが、この点は徳賀ほか [2021] が証明している。徳賀ほか [2021] が行った日本企業に対するアンケート調査によれば、償却期間の決定に際しては、回収可能期間が用いられる可能性が最も高いことが明らかにされている。

奥村 [2017] の解釈、および徳賀ほか [2021] の調査結果を踏まえると、日本企業は、のれん償却に回収（可能）期間を用いるため、その結果として導出されるのれん償却費は、将来キャッシュ・フロー獲得のシグナルになっていると考えられる。したがって、日本企業をサンプルとした場合におけるのれん償却費に関しては、次のような仮説を導くことができる。

仮説 1：償却アプローチに基づくことで計上さ

れるのれん償却費は、資本市場の評価とポジティブな関係にある。

次に、のれん減損損失の価値関連性に焦点を当てる。償却アプローチを採用する日本基準であれば、減損のみアプローチを採用する IFRS であれば、のれんの減損テストは要求されており、のれんの帳簿価額が公正価値を下回った場合には、のれん減損損失が認識されなければならない。

公正価値が将来の期待キャッシュ・フローに基づいて測定されることを踏まえると、のれん減損損失を計上する企業は、将来キャッシュ・フローを創出し得ないと考えられる。それゆえ、のれん減損損失と資本市場の評価にはネガティブな関係性があると考えられる。事実、先行研究の多くがそのような結果を導出している。Horton and Serafeim [2010] および AbuGhazaleh et al. [2012] はイギリスをサンプルとして、Laghi et al. [2013] はヨーロッパ諸国をサンプルとして、IFRS に依拠して計上されたのれん減損損失の価値関連性について検証した。Horton and Serafeim [2010] および AbuGhazaleh et al. [2012] は、のれん減損損失にネガティブな価値関連性があることを明らかにし、Laghi et al. [2013] は、のれんの減損損失のネガティブな価値関連性は、金融危機等の状況においては特に観察され、さらにその価値関連性は国等により異なることを明らかにした。

のれん減損損失にネガティブな価値関連性があることは概ね明らかであるものの、償却アプローチに基づく場合と減損のみアプローチに基づく場合とでは、のれん減損損失に対する資本市場の評価は異なる可能性がある。これらを比較した近年の先行研究は限定的であるが、その中であって、Hamberg and Beisland [2014]

は、スウェーデン企業をサンプルとして、両アプローチに基づくのれん減損損失の価値関連性を比較したものである。Hamberg and Beisland [2014] は、償却アプローチに基づく場合ののれん減損損失は、減損のみアプローチを採用している場合の減損損失よりもネガティブな価値関連性を有していることを明らかにした。Hamberg and Beisland [2014] は、減損のみアプローチのもとでは、経営者の機会主義的行動の余地が増加し、その結果として生じる、のれん減損損失認識の適時性欠如を、この原因として挙げている⁶⁾。すなわち、減損のみアプローチのもとでののれん減損損失は適時性が欠如するため、資本市場はその情報を企業価値評価に織り込まず、その結果として価値関連性が低下するという解釈である。

先行研究では、このような結果が導かれ、解釈がなされているものの、必ずしも明確な論理に基づくものではない。そこで、どのように相違するかは、実証的課題として委ね、次のような仮説を構築する。

仮説 2：償却アプローチに基づいた場合ののれん減損損失は、減損のみアプローチに基づいた場合ののれん減損損失よりも、資本市場の評価とネガティブな関係にある。

最後に、当期において資産計上されたのれんの価値関連性に焦点を当てる。通常、のれんは企業の超過収益力を表す資産である。そのため、資本市場は、そののれんをポジティブに評価すると考えられ、多くの先行研究は、そのような結果を報告している (Jennings et al. [1996], 永田 [2002], 山地 [2008], 石井 [2016])。

先行研究によりのれんの資産性は明らかにされている一方で、事後測定のアプローチの相

違が、資産計上されたのれんの価値関連性に相違をもたらすか否かは明らかにされていない。のれんの公正価値が帳簿価額を下回っていない状況を仮定すると、償却アプローチを要求する会計基準のもとで資産計上されるのれんは、償却期間内で費用化されていく値であり、減損のみアプローチを要求する会計基準のもとで資産計上されるのれんは、(のれん減損損失が認識されるまでは) 計上され続ける値となる。

これは、費用化の速度に相違をもたらし得る。ASBJ [2016] によれば、減損のみアプローチを採用しているアメリカの費用化年数は 82 年であり、ヨーロッパの費用化年数は 37 年であるのに対して、償却アプローチを採用している日本の費用化年数は 9 年であるという。すなわち、減損のみアプローチは、のれんを費用化しない状況、換言すれば、のれん計上額を減少し得ず、据え置かれる状況を創出しているといえよう。

減損のみアプローチが惹起するのれん計上額の据え置きにより、のれんの経済的価値が、適切に表示され得ない可能性が考えられる。

Fama and French [2000], Nissim and Penman [2001], 大日方 [2013] は、企業の利益水準あるいは超過利益水準が平均回帰することを明らかにしている。さらに、Bugeja and Gallery [2006] は、のれんの価値関連性が経年により下落することを明らかにしており、その根拠の 1 つとして、のれんの経済的価値の費消を挙げている。利益水準や超過利益水準が平均回帰すること、およびのれんの市場価値が経済的価値の費消に伴い減少することを所与とするならば、のれん計上額の据え置きという状況をもたらし得る減損のみアプローチは、過大なのれん計上を生じさせる可能性が高いアプローチといえよう⁶⁾。

このような減損のみアプローチの問題点を

踏まえると、減損のみアプローチのもとで、償却されずに据え置かれ、過大計上されることとなり得るのれんに対して、資本市場がのれん計上時に割り引いて評価している可能性が考えられよう。すなわち、減損のみアプローチを要求する会計基準のもとで資産計上されるのれんは、償却アプローチを要求する会計基準のもとで資産計上されるのれんよりも資本市場において低く評価され得る。そこで、ここでは探索的視点から、次の仮説を導出する。

仮説 3：償却アプローチに基づいた場合ののれん計上額は、その計上時点において、減損のみアプローチに基づいた場合ののれん計上額よりも、資本市場の評価とポジティブな関係にある。

Ⅲ リサーチ・デザイン

本研究と関連する多くの先行研究と同様に、本研究においても、Ohlson [1995] をもとに分析モデルを構築する。基本的なモデルは、以下のとおりである。

$$MV_{it} = \alpha_0 + \beta_1 EARN_{it} + \beta_2 BV_{it} + \varepsilon_{it} \quad (1)$$

ここで、MV は期末における時価総額を、EARN は親会社株主に帰属する当期純利益を、BV は自己資本を意味する。

償却アプローチと減損のみアプローチがそれぞれ提供する会計情報の価値関連性を比較検証すべく、上記(1)式にアレンジを加える。具体的には、Hamberg and Beisland [2014] を参考にして、EARN および BV から、本研究での検証に必要な値を抽出した、(2)式のような分析モデルを用いて分析を行う。

$$\begin{aligned} MV_{it} = & \alpha_0 + \beta_1 Adj.EARN_{it} + \beta_2 GWAM_{it} \\ & + \beta_3 GWIMP_{it} + \beta_4 GWIMP * IFRS_{it} \\ & + \beta_5 Adj.BV_{it} + \beta_6 GWCH_{it} \\ & + \beta_7 GWCH * IFRS_{it} + \beta_8 SIZE_{it} + \beta_9 IFRS_{it} \\ & + \Sigma Industry + \Sigma Year + \varepsilon_{it} \quad (2) \end{aligned}$$

ここで、Adj.EARN はのれん償却費およびのれん減損損失控除前の親会社株主に帰属する当期純利益を、GWAM はのれん償却費を、GWIMP はのれん減損損失を、Adj.BV は当期ののれん増減額を控除した自己資本を、GWCH は当期におけるのれん計上額（当期末におけるのれん償却費およびのれん減損損失控除前ののれんから、前期末におけるのれんを控除した値）⁽⁷⁾を、SIZE は規模をコントロールするための変数として前期末時価総額の自然対数を、IFRS は IFRS 適用企業であれば 1 のダミー変数を、Industry は産業ダミーを、Year は年度ダミーを意味する。これら分析モデルで用いる変数のうち、連続変数は前期末総資産額でデフレートしてある。

なお、GWIMP と GWIMP*IFRS、さらに GWCH と GWCH*IFRS のそれぞれの関係性について説明する。GWIMP は日本基準、すなわち償却アプローチのもとでののれん減損損失の価値関連性を観察する変数である。これに対して、GWIMP*IFRS は、GWIMP を基準として、そこから IFRS 適用企業、すなわち減損のみアプローチのもとでののれん減損損失の価値関連性がどの程度変化するかを観察する、つまり両アプローチの差を観察する変数である。

同様に、GWCH は日本基準、すなわち償却アプローチのもとでののれん計上額の価値関連性を観察する変数である。これに対して、GWCH*IFRS は、GWCH を基準として、そこから IFRS 適用企業、すなわち減損のみアプロ

図表 1 サンプルの抽出基準

	Total
2010年から2020年までにおける金融業以外の東証一部に上場する3月決算企業	14,795
除外：決算月数が12か月以外の観測値	(123)
除外：IFRSおよび日本基準以外の観測値	(1,048)
除外：分析に必要なデータが欠落する観測値	(215)
除外：当期または前期にのれんが未計上の観測値	(7,984)
除外：日本基準適用企業のうち正ののれん償却費が未計上の観測値	(952)
除外：のれん増減額控除後の自己資本が負の観測値	(1)
除外：異常値	(164)
マッチング前の観測値	4,308
除外：マッチングされなかった観測値	(3,290)
本研究の分析に用いる観測値	1,018
IFRS=1	509
IFRS=0	509

図表 2 記述統計量

	Variable	Obs	Mean	Std. dev.	Min	Max
Firms under JGAAP	MV	509	0.892	0.698	0.013	3.947
	Adj.EARN	509	0.048	0.032	-0.084	0.169
	GWAM	509	0.004	0.005	0.000	0.044
	GWIMP	509	0.000	0.002	0.000	0.028
	Adj.BV	509	0.514	0.192	0.038	0.997
	GWCH	509	0.007	0.026	-0.032	0.379
	SIZE	509	26.320	1.330	22.000	30.000
Firms under IFRS	MV	509	0.858	0.769	0.040	4.325
	Adj.EARN	509	0.046	0.037	-0.060	0.176
	GWAM	509	0.000	0.000	0.000	0.000
	GWIMP	509	0.001	0.008	0.000	0.135
	Adj.BV	509	0.470	0.194	0.031	0.932
	GWCH	509	0.010	0.049	-0.134	0.782
	SIZE	509	27.053	1.596	22.000	30.000

一ちのもとでののれん計上額の価値関連性がどの程度変化するかを観察する、すなわち両アプローチの差を観察する変数である。

以上を踏まえ、本研究における仮説 1 は β_2 により、仮説 2 は β_4 により、仮説 3 は β_7 により検証する。

IV サンプル・セレクション

本研究で用いる会計情報および時価総額情報は、日経 Financial QUEST2.0 から収集したほか、のれん減損損失に関する情報は、eol を

用いて有価証券報告書の全文検索を行ったうえで、ハンドコレクトした。

本研究におけるサンプルは、2010 年から 2020 年において、貸借対照表にのれんを計上している日本基準あるいは IFRS を適用している日本企業から構成されている。さらに、正ののれん償却費を損益計算書上で報告していない企業は、サンプルから除外した。

償却アプローチを採用する日本基準適用企業と、減損のみアプローチを採用する IFRS 適用企業とでは、企業特性が異なり、それが分析結果に多大な影響を及ぼす可能性がある。そこ

図表 3 相関係数

		MV	Adj.EARN	GWAM	GWIMP	Adj.BV	GWCH	SIZE
Firms under JGAAP	MV	1						
	Adj.EARN	0.690	1					
	GWAM	0.279	0.197	1				
	GWIMP	-0.014	0.014	0.077	1			
	Adj.BV	0.507	0.453	-0.046	0.001	1		
	GWCH	0.248	0.111	0.373	-0.020	-0.054	1	
	SIZE	0.139	0.121	0.021	0.015	0.023	0.040	1
Firms under IFRS	MV	1						
	Adj.EARN	0.748	1					
	GWAM
	GWIMP	-0.015	-0.069	.	1	.	.	.
	Adj.BV	0.637	0.638	.	0.036	1	.	.
	GWCH	0.128	0.074	.	-0.012	-0.077	1	.
	SIZE	0.056	0.093	.	-0.087	-0.045	0.041	1

(注) IFRS 適用企業には償却費がなく、償却費に関連する相関係数がないため、－を付してある。

で、本研究では、日本基準適用企業と IFRS 適用企業のサンプル特性を近似させるべく、傾向スコア・マッチングを実施した。この実施に際しては、まず、(3)式のロジット回帰モデルの推定により傾向スコアを算出し、次いで、その傾向スコア、産業および年度を考慮したマッチングを行い、日本基準適用企業と IFRS 適用企業のサンプル特性を近似させた。

$$IFRS_{it} = \alpha_0 + \beta_1 SIZE_{it} + \beta_2 FSALES_{it} + \beta_3 FHELD_{it} + \beta_4 RD_{it} + \Sigma Industry + \Sigma Year + \varepsilon_{it} \quad (3)$$

ここで、被説明変数の IFRS は、IFRS 適用企業であれば 1、それ以外を 0 とする二値変数である。説明変数は、北川 [2019] 等を参考にし、当期末の時価総額の自然対数 (SIZE)、海外売上高比率 (FSALES)、外国人持株比率 (FHELD)、売上高研究開発費比率 (RD)、産業ダミー (Industry)、年度ダミー (Year) とした変数を用いた⁸⁾。

本研究におけるサンプル・セレクションは、図表 1 のとおりである。ここで示したようなセレクションを行った結果、日本基準適用企業 509 企業年、IFRS 適用企業 509 企業年のサン

プルを用いた分析を行うこととなった。

図表 2 は、分析に用いる主要な変数の記述統計量を示したものであり、図表 3 は変数間の相関係数を示したものである。

V 分析結果

1. 基本分析の結果

図表 4 は、上記(2)式による分析結果であり、t 値は全て不均一分散頑健標準誤差を用いて算出したものである。本研究が設定した 3 つの仮説について、それぞれ考察する。まず、のれん償却費について考察する。のれん償却費の価値関連性を表す GWAM の係数は、統計的に有意に正となっている (5%水準)。ここから、仮説 1 は支持されたといえる。これは、日本企業に焦点を当てた多くの先行研究と同様の結果である。のれん償却費は、損益計算書上、費用として計上され、利益を押し下げるものである。しかしながら、資本市場は、こののれん償却費をポジティブに評価している。奥村 [2017] の解釈どおり、資本市場が、のれん償却費を将来キャッシュ・フローの獲得を示唆するものと捉えているからであろう。

図表 4 分析結果

	Estimate	t value	Pr(> t)
(Intercept)	-0.656	-1.820	0.069 *
Adj.EARN	9.855	12.200	0.000 ***
GWAM	12.284	2.118	0.034 **
GWIMP	-7.096	-1.846	0.065 *
GWIMP*IFRS	6.836	1.745	0.081 *
Adj.BV	1.072	8.707	0.000 ***
GWCH	3.758	2.582	0.010 **
GWCH*IFRS	-2.533	-1.674	0.095 *
SIZE	0.027	2.285	0.023 **
IFRS	0.089	2.635	0.009 ***
Adjusted R-squared		0.662	

(注) *, **, ***は、それぞれ 10%, 5%, 1%水準で統計的に有意であることを示す。

なお、産業ダミーと年度ダミーの結果は、紙幅の都合上、省略してある。

次に、のれん減損損失について考察する。償却アプローチのもとでののれん減損損失の価値関連性を観察する GWIMP の係数は、統計的に有意に負となっている (10%水準)。それに対して、償却アプローチのもとでののれん減損損失の価値関連性を基準として、そこから減損のみアプローチのもとでののれん減損損失の価値関連性がどの程度変化するかを示す GWIMP*IFRS の係数は、統計的に有意に正となっている (10%水準)。有意水準は高くないものの、このことは、資本市場においては、日本基準、すなわち償却アプローチのもとでののれん減損損失を、IFRS、すなわち減損のみアプローチのもとでのそれより、よりネガティブに評価していることを意味する。ここから仮説 2 は支持されたといえる。すなわち、償却アプローチのもとで計上されるのれん減損損失は、減損のみアプローチのもとで計上されるのれん減損損失よりも、資本市場に対して、より費用性の高い情報を提供していると解釈できよう。

最後に、のれん計上額の価値関連性について考察する。償却アプローチのもとでののれん計

上額の価値関連性を観察する GWCH の係数は、統計的に有意に正となっている (5%水準)。それに対して、償却アプローチのもとでののれん計上額の価値関連性を基準として、そこから減損のみアプローチのもとでののれん計上額の価値関連性がどの程度変化するかを示す GWCH*IFRS の係数は、統計的に有意に負となっている (10%水準)。有意水準は高くないものの、このことは、のれん計上時点において資本市場が、償却アプローチのもとでののれん計上額を、減損のみアプローチのもとでのそれより、よりポジティブに評価していることを意味する。ここから仮説 3 は支持されたといえる。すなわち、資本市場は、事後測定アプローチの相違を考慮し、減損のみアプローチに基づくのれん計上額を、その計上時点で割り引いて評価していると解釈できる。

2. 頑健性分析の結果

本研究では、より厳密な分析を行うべく、キャリパー・マッチングを行う。

Shipman et al. [2017] は、マッチング時に生じ得るミスを軽減するためにキャリパー・マ

図表 5 頑健性分析の結果

Panel A Caliper Distance: 0.1			
	Estimate	t value	Pr(> t)
(Intercept)	-0.031	-0.047	0.963
Adj.EARN	10.512	7.970	0.000 ***
GWAM	25.453	2.710	0.007 ***
GWIMP	-16.481	-1.676	0.095 *
GWIMP*IFRS	17.466	1.727	0.085 *
Adj.BV	0.794	4.744	0.000 ***
GWCH	3.897	3.158	0.002 ***
GWCH*IFRS	-2.399	-1.527	0.128
SIZE	-0.001	-0.056	0.956
IFRS	0.095	2.094	0.037 **
Adjusted R-squared		0.686	

(注) *, **, ***は、それぞれ 10%、5%、1%水準で統計的に有意であることを示す。
 なお、産業ダミーと年度ダミーの結果は、紙幅の都合上、省略してある。

Panel B Caliper Distance: 0.03			
	Estimate	t value	Pr(> t)
(Intercept)	-0.031	-0.047	0.963
Adj.EARN	11.406	7.385	0.000 ***
GWAM	39.173	2.743	0.007 ***
GWIMP	-45.683	-1.521	0.130
GWIMP*IFRS	27.436	0.473	0.637
Adj.BV	0.542	2.381	0.018 **
GWCH	3.003	0.594	0.553
GWCH*IFRS	-1.254	-0.246	0.806
SIZE	-0.040	-1.197	0.233
IFRS	0.199	3.146	0.002 ***
Adjusted R-squared		0.706	

(注) *, **, ***は、それぞれ 10%、5%、1%水準で統計的に有意であることを示す。
 なお、産業ダミーと年度ダミーの結果は、紙幅の都合上、省略してある。

マッチングは適切なアプローチであるとしている。

そこで、本研究では、傾向スコアの標準偏差の 0.1、および 0.03 のキャリパー・ディスタンスを用いた^④。キャリパー・ディスタンスを 0.1 とした場合のサンプル数は、日本基準適用企業 199 企業年、IFRS 適用企業 199 企業年であり、キャリパー・ディスタンスを 0.03 とした場合のサンプル数は、日本基準適用企業 130 企業

年、IFRS 適用企業 130 企業年である。このようなキャリパー・マッチングを用いた分析結果を示したのが、図表 5 である。Panel A はキャリパー・ディスタンスを 0.1 とした場合の分析結果であり、Panel B はキャリパー・ディスタンスを 0.03 とした場合の分析結果である。マッチングの厳密性が増すにつれ、全般的に各変数に対する有意性の低下が観察される。しかしながら、Panel A からは仮説 1 および仮説 2 が

統計的有意性をもって支持され、Panel Bからは仮説 1 が統計的有意性をもって支持されたといえよう⁽¹⁰⁾。これらに対して、基本分析において支持された仮説 3 は、頑健性分析では支持されなかった。しかしながら、GWCH および GWCH*IFRS の符号からは、減損のみアプローチに基づくのれん計上額が、償却アプローチのもとののれん計上額に比して、資本市場において割り引いて評価されているという傾向は観察できた。

以上より、頑健性分析の結果は、概ね基本分析と整合的であるといえよう。基本分析および頑健性分析を通じて、償却アプローチは、減損のみアプローチと比して、より価値関連性の高い会計を提供し得ることが明らかになった。

VI 結論

現在、ASBJ は IFRS とのコンバージェンスを積極的に進め、日本基準の多くが、IFRS と同等のものとなっている。このような状況において、未だ存在する両会計基準における大きな差異が、のれんの事後測定である。

本研究は、償却アプローチと減損のみアプローチとでは、どちらが価値関連性の高い会計情報を提供し得るかの解明を目的として、日本企業をサンプルとして検証を行った。本研究で用いた分析モデルに基づいて検証した結果、次のことが明らかになった。

- ① のれん償却費は、資本市場の評価とポジティブな関係にあること
- ② のれん減損損失は、資本市場の評価とネガティブな関係にあり、それは償却アプローチに依拠することで、よりネガティブな関係となること
- ③ (頑健性分析では支持されなかったもの) のれん計上額は、資本市場の評価と

ポジティブな関係にあるが、減損のみアプローチのもとののれん計上額は、資本市場から割り引いて評価されること

本研究で得られた以上のような結果から、のれんの事後測定に関しては、原価配分のスキームと整合的な償却アプローチが提供する会計情報は、価値評価のスキームと整合的な減損のみアプローチが提供する会計情報よりも、価値関連性が高いと結論付けることができる。しかしながら、本研究は、償却期間に回収期間を採用することの多い日本企業をサンプルとしたものであることには、注意が必要である。すなわち、他国においても償却アプローチが、減損のみアプローチよりも価値関連性の高い会計情報を提供するものであるか否かは、本研究における分析結果からは判断できない。この点については、今後の課題としたい。

注

- (1) のれんに関する研究の蓄積は多く、アプローチも多種多様である。先行研究の分類や各先行研究で得られた知見は、宮宇地 [2020] および宮宇地 [2021] が詳しい。
- (2) ここで示した価値関連性の視点については、石井 [2016] を参照した。
- (3) Jennings et al. [1996] はのれん償却費に、ネガティブな価値関連性があることを明らかにしているが、その有意水準は低い。
- (4) なお、この系統の研究における重要な先行研究として、大日方 [2013] を挙げることができる。大日方 [2013] は、償却の価値関連性を直接的に検証したものではないが、利益率が平均回帰することを明らかにしたうえで、のれんの償却は合理的であると説明している。
- (5) のれん減損損失の遅延認識は多くの先行研究で指摘されている。Ramanna and Watts [2012] は、財務制限条項や CEO 報酬の影響を受けることで、のれん減損損失認識が遅延することを明らかにしている。Li and Sloan [2017] は、減損のみアプローチの導入により、のれん減損損失の認識が遅延し、投資家をミスリードしていることを明らかにしている。Glaum et al. [2018] は、エンフォースメントがのれん減損

損失の適時性に影響を及ぼすことを明らかにしている。

- (6) Sahut et al. [2011] や Ji and Lu [2014] は、IFRS 適用に伴いのれんの事後測定が償却アプローチから減損のみアプローチに変更したことで、のれん計上額の価値関連性が低下したことを明らかにしている。一方で、Oliveira et al. [2010] は、IFRS 適用に伴い償却アプローチから減損のみアプローチに変更したことで、のれん計上額の価値関連性が向上したことを明らかにしている。しかしながら、ASBJ [2015] は、Oliveira et al. [2010] の分析結果は、のれん計上額の価値関連性の低下を示している指摘している。
- (7) 事業譲渡等によりのれんが減少し、負の値をとることもある。
- (8) 北川 [2019] が用いた変数のうち、のれんの事後測定が影響を及ぼす変数は除いた。
- (9) Shipman et al. [2017] においては、0.01 のキャリパー・ディスタンスも提示されているが、本研究においてこのディスタンスを用いた場合、必要なデータが十分に得られなかったため、分析は実施していない。
- (10) キャリパー・ディスタンスを 0.03 とすると、サンプル数が少なくなる。そのため、ブートストラップ法 (リサンプリング 999 回) を用いた検証を行ったが、分析結果に大きな変化は観察されなかった。

参考文献

浅見裕子・宮宇地俊岳・山下知晃・米山正樹 [2021] 『のれんの会計処理に関する包括的考察』学習院大学経済経営研究所ディスカッションペーパー No. 21-1.

石井孝和 [2016] 「のれん情報の価値関連性及び将来業績との関連性」『証券アナリストジャーナル』第 54 巻第 5 号, 35-44 頁。

奥村雅史 [2017] 「M&A と実証的会計研究—のれん償却に関する研究について」『会計』第 191 巻第 4 号, 456-467 頁。

大日方隆 [2013] 『利益率の持続性と平均回帰』中央経済社。

北川教夫 [2006] 「買入のれんの償却費用に対する証券市場の評価」『六甲台論叢 経営学編』第 52 巻第 4 号, 67-83 頁。

北川教夫 [2019] 「IFRS の任意適用と決算発表の情報波及効果」『会計』第 195 巻第 5 号, 512-524 頁。

斎藤静樹 [2010] 『会計基準の研究 (増補版)』中央経済社。

徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃・米山正樹・浅見裕子 [2021] 『のれんの会計処理に関する調査とその分析—作成者・利用者・監査人の回答と特徴と比較—』京都大学大学院経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No. J-21-002。

永田京子 [2002] 「連結財務諸表上の「のれん」に対するわが国証券市場の評価」『企業会計』第 54 巻第 2 号, 290-297 頁。

宮宇地俊岳 [2020] 「のれんの会計処理をめぐる実証研究の棚卸しと展望」『国際会計研究学会年報』2019 年度第 1・2 合併号, 29-44 頁。

宮宇地俊岳 [2021] 「のれんの会計処理に関する実証研究レビュー」『経済論叢 (京都大学)』第 195 巻第 2 合併号, 85-113 頁。

向伊知郎 [2016] 「のれん償却費が財務情報の比較可能性に及ぼす影響」『経営管理研究所紀要 (愛知学院大学)』第 23 号, 77-96 頁。

向伊知郎 [2020] 「のれんの償却は必要か?—減損のみアプローチの正当性—」『会計・監査ジャーナル』第 789 号, 90-97 頁。

米山正樹 [2003] 『減損会計—配分と評価— (増補版)』森山書店。

米山正樹・徳賀芳弘・浅見裕子 [2021] 『のれんの会計処理に関するインタビュー—質問表調査の回答結果に係る背景の探求—』学習院大学経済経営研究所ディスカッションペーパー No.20-1。

AbuGhazaleh, N. M., O. M. Al-Hares, and A. E. Haddad [2012] “The Value Relevance of Goodwill Impairments: UK Evidence,” *International Journal of Economics and Finance*, Vol.4, No.4, pp.206-216.

Aharony, J., R. Barniv, and H. Falk [2010] “The Impact of Mandatory IFRS Adoption on Equity Valuation of Accounting Numbers for Security Investors in the EU,” *European Accounting Review*, Vol.19, No.3, pp.535-578.

ASBJ [2015] *Research Paper No.1, Amortisation of Goodwill*, ASBJ.

ASBJ [2016] *Research Paper No.2, Quantitative Study on Goodwill and Impairment*, ASBJ.

ASBJ, EFRAG, and OIC [2014] *Should Goodwill still not be Amortised? Accounting and Disclosure for Goodwill*, ASBJ/EFRAG/OIC.

Barth, M., W. R. Landsman, and M. H. Lang [2008] “International Accounting Standards and Accounting Quality,” *Journal of Accounting Research*, Vol.46, No.3, pp.467-498.

Bugeja, M., and N. Gallery [2006] “Is Older Goodwill Value Relevant?” *Accounting and Finance*, Vol.46, No.4, pp.519-535.

Christensen, H. B., E. Lee, M. Walker, and C. Zeng [2015] “Incentives or Standards: What Determines Accounting Quality Changes around

- IFRS Adoption?” *European Accounting Review*, Vol.24, No.1, pp.31-61.
- Fama, E. F., and K. R. French [2000] “Forecasting Profitability and Earnings,” *The Journal of Business*, Vol.73, No.2, pp.161-175.
- FASB [2019] *Invitation to Comment, Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*, FASB.
- FASB [2020] *Minutes of December 16, 2020 Board Meeting on Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*, FASB.
- Glaum, M., W. R. Landsman, and S. Wyrwa [2018] “Goodwill Impairment: The Effects of Public Enforcement and Monitoring by Institutional Investors,” *The Accounting Review*, Vol.93, No.6, pp.149-180.
- Hamberg, M., and L. Beisland [2014] “Changes in the Value Relevance of Goodwill Accounting Following the Adoption of IFRS 3,” *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, No.23, pp.59-73.
- Henning, S. L., and W. H. Shaw [2003] “Is the Selection of the Amortization Period for Goodwill a Strategic Choice?” *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol.20, No.4, pp.315-333.
- Horton, J., and G. Serafeim [2010] “Market Reaction to and Valuation of IFRS Reconciliation Adjustments: First Evidence from the UK,” *Review of Accounting Studies*, Vol.15, No.4, pp.725-751.
- IASB [2004] *IFRS No.3, Business Combinations*, IASB.
- IASB [2015] *Report and Feedback Statement, Post-implementation Review of IFRS 3 Business Combinations*, IASB.
- IASB [2020] *Discussion Paper, Business Combinations – Disclosures, Goodwill and Impairment*, IASB.
- Jennings, R., J. Robinson, R. B. Thompson II, and L. Duvall [1996] “The Relation between Accounting Goodwill Numbers and Equity Values,” *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol.23, No.4, pp.513-533.
- Jennings, R., J. Robinson, M. LeClere, and R. B. Thompson II [2001] “Goodwill Amortization and the Usefulness of Earnings,” *Financial Analysts Journal*, Vol.57, No.5, pp.20-28.
- Ji, X., and W. Lu [2014] “The Value Relevance and Reliability of Intangible Assets: Evidence from Australia Before and After Adopting IFRS,” *Asian Review of Accounting*, Vol.22, No.3, pp.182-216.
- Laghi, E., M. Matti, and M. di Marcantonio [2013] “Assessing the Value Relevance of Goodwill Impairment Considering Country-Specific Factors: Evidence from EU Listed Companies,” *International Journal of Economics and Finance*, Vol.5, No.7, pp.32-49.
- Li, K. K., and R. G. Sloan [2017] “Has Goodwill Accounting Gone Bad?” *Review of Accounting Studies*, Vol.22, No.2, pp.964-1003.
- Moehrle, S. R., J. A. Reynolds-Moehrle, and J. S. Wallamce [2001] “How Informative Are Earnings Numbers That Exclude Goodwill Amortization?” *Accounting Horizons*, Vol.15, No.3, pp.243-255.
- Nissim, D., and S. H. Penman [2001] “Ration Analysis and Equity Valuation,” *Review of Accounting Studies*, Vol.6, No.1, pp.109-154.
- Ohlson, J. A. [1995] “Earnings, Book Values, and Dividends in Equity Valuation,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, No.2, pp.661-687.
- Oliveira, L., L. L. Rodrigues, and R. Craig [2010] “Intangible Assets and Value Relevance: Evidence from the Portuguese Stock Exchange,” *The British Accounting Review*, Vol.42, No.4, pp.241-252.
- Ramanna, K., and R. L. Watts [2012] “Evidence on the Use of Unverifiable Estimates in Required Goodwill Impairment,” *Review of Accounting Studies*, Vol.17, No.4, pp.749-780.
- Sahut, J., S. Boulerne, and F. Teulon [2011] “Do IFRS Provide Better Information about Intangibles in Europe?” *Review of Accounting and Finance*, Vol.10, No.3, pp.267-290.
- Shipman, J. E., Q. T. Swanquist, and R. L. Whited [2017] “Propensity Score Matching in Accounting Research,” *The Accounting Review*, Vol.92, No.1, pp.213-244.
- White, H. [1980] “A Heteroscedasticity Consistent Covariance Matrix Estimator and a Direct Test for Heteroscedasticity,” *Econometrica*, Vol.48, No.4, pp.817-838.

(付記) 本論文は、国際会計研究学会第1回カンファレンス(早稲田大学)での報告に向けて執筆したものを、匿名の2名の査読者のご助言を踏まえて、修正したものである。査読者の非常に有益なご指摘に、心より感謝申し上げる。加えて、報告に際しては、ディスカッションをお引き受け下さった宮宇地俊岳先生(追手門学院大学)、司会をお引き受け下さった草野真樹先生(京都大学)、さらには、

川村義則先生（早稲田大学）から多くの貴重なご助言と有益なご示唆を頂戴した。記して感謝申し上げる。なお、本研

究は JSPS 科研費（22K01799）および公益財団法人 大幸財団の研究助成による研究成果の一部である。

【査読論文】

除去費用の当初認識における会計処理の考察

岡村 晋太郎
学習院大学大学院

要 旨

会計基準における除去費用の当初認識の会計処理は、従来の取得原価の測定方法と整合しないこと、また資産廃棄時点の支出には将来の経済的便益を生み出す能力が欠如していることから、多くの先行研究で除去費用を有形固定資産の取得原価に含めて資産として認識することに対して否定的な見解が示されている。しかし、そこでは会計基準における除去費用の当初認識の会計処理の論拠が明らかにされないまま批判されており、十分な検討がされているとはいえない。そこで、本稿では、会計基準における除去費用の当初認識の会計処理の論拠を検討した。検討に際しては、会計基準における除去費用の当初認識の会計処理では認識の契機、測定方法、構成要素の分類が規定されており、各規定を一般化した認識要件、測定要件、分類要件が当該会計処理の論拠となるため、各要件を検討対象とした。

各要件の検討は、除去費用の当初認識の会計処理に関する先行研究のレビューと除去費用に関する会計基準を整理することで行った。

本稿の貢献は、第 1 に、会計基準における除去費用の当初認識の会計処理の論拠である認識要件、測定要件、分類要件を明らかにしたことである。第 2 に、明らかにした各要件が除去費用以外の当初認識の会計処理においても有効に機能するか検討した結果、認識要件と測定要件の有効性は確認できるものの、分類要件の有効性は確認できないことを明らかにしたことである。第 3 に、分類要件の有効性を確認できない原因を検討した結果、将来の経済的便益の有無の判定において、会計基準内に異なる判定基準が混在していることを明らかにしたことである。

(2022 年 3 月 30 日審査受付 2022 年 8 月 2 日掲載決定)

I はじめに

資産除去債務に対応する除去費用の当初認識の会計処理は、国際会計基準、米国会計基準、日本会計基準の各会計基準において、有形固定資産を除去する義務が発生し、支出見積額の割引現在価値で測定可能な時点で有形固定資産に含めて資産として認識している⁽¹⁾。しかし、当該会計処理は、従来の取得原価の測定方法と整合しないこと（菊谷 [2007], 35 頁）⁽²⁾、また、資産廃棄時点の支出には将来の経済的便益を生み出す能力が欠如していることから（菊谷 [2007], 35 頁）⁽³⁾、当該会計処理に対して多くの先行研究で否定的な見解が示されている。

一方で、各会計基準における除去費用の当初認識の会計処理の論拠を検討している先行研究は乏しく、その論拠が明らかにされないまま批判されており、十分な検討がされているとはいえない。そこで、本稿では、各会計基準における除去費用の当初認識の会計処理の論拠を明らかにする。除去費用は将来に履行義務のある予定取引⁽⁴⁾であるため、当該論拠を明らかにすることで、解約不能なオペレーティング・リース取引やテイク・オア・ペイ契約などの類似する取引の認識の議論にも資すると考えられる。

検討に際しては、上述のとおり、各会計基準における除去費用の当初認識の会計処理では認識の契機、測定方法、構成要素の分類が規定されており、各規定を一般化したものを認識要件、測定要件、分類要件とした場合、各要件が当該論拠になるため、各要件を検討対象とする。ただし、検討する各要件は除去費用の当初認識の会計処理を説明するものであるため、除去費用以外を説明できない場合、各要件は当該論拠として適切でない可能性や除去費用以外の会計処理が適切でない可能性などが考えら

れる。そこで、これらの可能性が生じるかを確認するため、各要件を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめ、各会計基準と整合的であるかを検討することで⁽⁵⁾、各要件の有効性を確認する⁽⁶⁾。

本稿では、まず、第2節で除去費用の当初認識の会計処理を説明する各要件の検討課題を特定する。次に、第3節において第2節で特定した認識要件と測定要件の検討課題を検討し、認識要件と測定要件を明らかにしたうえで、それらの要件の有効性を検討する。また、第4節において第2節で特定した分類要件の検討課題を検討し、分類要件を明らかにしたうえで、分類要件の有効性を検討する。最後に、第5節において第2節から第4節の検討結果から本稿で明らかにしたことを示す。

II 検討課題の特定

本節では、除去費用の当初認識の会計処理を説明する各要件の検討課題を特定する。検討課題の特定は、国際会計基準審議会（IASB）、米国財務会計基準審議会（FASB）、企業会計基準委員会（ASBJ）の各概念フレームワークにおける認識要件、測定要件、分類要件を各会計基準における除去費用の認識の契機、測定方法、構成要素の分類にあてはめ、整合しない部分を抽出することで行う。そのため、最初に各概念フレームワークの各要件と各会計基準の除去費用の当初認識の会計処理を整理する。また、あてはめにおいて概念フレームワークの各要件を用いるのは、概念フレームワークが会計基準の基礎概念を整理したものであり（ASBJ [2006], 前文 5 頁, FASB [2021b], preamble p. 5, IASB [2018], para. SP1.1）、通常、当該各要件は会計基準の各項目の認識の契機、測定方法、構成要素の分類と整合的であると考

られるためである。

各概念フレームワークにおける認識要件、測定要件、分類要件の整理は、各要件について次の内容を整理することで行う。認識要件は、除去費用の認識の契機が適切であるかを判定するものであるため、各概念フレームワークにおける会計上の取引の認識の契機を整理する。測定要件は、有形固定資産の取得原価の構成要素⁷⁾である除去費用の測定方法が適切であるかを判定するものであるため、各概念フレームワークにおける取得原価の測定方法を整理する。分類要件は、除去費用を資産に分類することが適切かを判定するものであるため、各概念フレームワークにおける資産の定義⁸⁾を整理する。

まず、各概念フレームワークにおける会計上の取引の認識の契機を確認する。IASB では、当事者のいずれか一方が契約を履行した時点で認識するとしている (IASB [2018], paras. 4.56, 4.58, BC4.87)。FASB では、発生主義会計に基づいて、取引当事者間で将来の経済的便益の譲渡を行う取引その他の事象および環境要因が発生した時点で認識するとしている (FASB [1985], paras. 134, 137, 139)。ASBJ では、誤解を招く情報が生み出されることを避けるため、契約の一方の履行が契機になるとしている (ASBJ [2006], 4 章 3-4 項)。このように、各概念フレームワークにおける会計上の取引の認識の契機は、当事者のいずれか一方が契約を履行した時点という点で共通していると考えられる。

次に、各概念フレームワークにおける取得原価の測定方法を確認する。IASB では、取得原価は資産の取得にあたり発生した原価の価値であり、取引時点の公正価値に類似するとしている (IASB [2018], paras. 6.5, 6.78)。FASB では、取得原価は資産の取得にあたり支払った現金額または現金同等物であるとしている

(FASB [2021a], para. 67a)。ASBJ では、取得原価は資産の取得にあたり支払われた現金もしくは現金同等物の金額、または、取得のために犠牲にされた財やサービスの公正な金額としている (ASBJ [2006], 4 章 8 項)。このように、各概念フレームワークにおける取得原価の測定方法は、当該資産を取得するために要した取引時点の金額という点で共通していると考えられる。

最後に、各概念フレームワークにおける資産の定義を確認する。IASB では、資産は現在の経済的資源であり、経済的資源は経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利であるとしている (IASB [2018], paras. 4.3, 4.4)。FASB では、資産は発生可能性の高い将来の経済的便益であるとしている (FASB[1985], para. 25)。ASBJ では、資産は現在の経済的資源であり、経済的資源はキャッシュの獲得に貢献する便益の源泉であるとしている (ASBJ [2006], 3 章 4 項, 3 章 4 項 (2))。このように、各概念フレームワークにおける資産の定義は、将来の経済的便益を得るための能力を有しているという点で共通していると考えられる。

ここまでの各概念フレームワークにおける会計上の取引の認識の契機、取得原価の測定方法、資産の定義を確認した結果から、概念フレームワークにおける認識要件、測定要件、分類要件は次のように整理できる。

認識要件：当事者のいずれか一方が契約を履行しているか

測定要件：当該資産を取得するために要した取引時点の金額で測定できるか

分類要件：将来の経済的便益を得るための能力を有しているか

続いて、各会計基準における除去費用の当初認識の会計処理を整理する。除去費用の当初認識の会計処理を整理するためには、資産除去債

務の当初認識の会計処理を確認する必要があるため、各会計基準における資産除去債務の当初認識の会計処理についても整理する。

国際会計基準における資産除去債務は、有形固定資産の解体や除去等に関する現在の義務（法的または推定的）であり、当該義務が発生し、それを決済するために必要な支出の最善の見積りによって測定可能な時点で負債として認識している（IASB [2020a], para. 16, IASB [2020b], paras. 14, 36）。これに対応する除去費用は、資産除去債務の認識時に同額を関連する有形固定資産に含めて資産として認識している（IASB [2020a], para. 16）。

米国会計基準における資産除去債務は、有形固定資産の除去に関連する約束手続の法理を含む法的義務であり、当該義務が発生し、公正価値の合理的な見積りによって測定可能な時点で負債として認識している（FASB [2018], paras. 20-15-2, 20-20, 20-25-4）。これに対応する除去費用は、資産除去債務の認識時に同額を関連する有形固定資産に含めて資産として認識している（FASB [2018], para. 20-25-5）。なお、資産除去債務の公正価値の合理的な見積りは、通常、期待現在価値法であるとしている（FASB [2018], paras. 20-25-6, 20-30-1）。

日本会計基準における資産除去債務は、有形固定資産の除去に関する法律上の義務およびそれに準ずるものであり、当該義務が発生し、合理的で説明可能な仮定および予測に基づく自己の支出見積額の割引現在価値によって測定可能な時点で負債として認識している（ASBJ [2012], 3-6 項）。これに対応する除去費用は、資産除去債務の認識時に同額を関連する有形固定資産に含めて資産として認識している（ASBJ [2012], 7 項）。

このように、各会計基準における資産除去債

務は、有形固定資産を除去する義務であり、当該義務が発生し、支出見積額の割引現在価値によって測定可能な時点で負債として認識する点で共通している。また、これに対応する除去費用の会計処理は、資産除去債務の認識時に同額を関連する有形固定資産に含めて資産として認識しており、各会計基準で一致している。このことから、除去費用の当初認識の会計処理を説明する各要件の検討課題の特定において、各会計基準における除去費用の当初認識の会計処理で規定されている認識の契機、測定方法、構成要素の分類を同一のものとして扱う。

これまでの概念フレームワークにおける認識要件、測定要件、分類要件と会計基準における除去費用の認識の契機、測定方法、構成要素の分類を整理した結果を用いて、除去費用の当初認識の会計処理を説明する各要件の検討課題を特定する。検討課題の特定は、概念フレームワークの認識要件、測定要件、分類要件を会計基準における除去費用の認識の契機、測定方法、構成要素の分類にあてはめ、整合しない部分を抽出することで行う。ただし、会計上の取引は、認識要件と測定要件を充足することで認識対象となり、分類要件を充足することで資産に分類される。そのため、まず、認識要件と測定要件を除去費用の認識の契機、測定方法にあてはめ、次に、分類要件を除去費用の構成要素の分類にあてはめる。

概念フレームワークにおける認識要件と測定要件を充足するように除去費用の認識の契機と測定方法を考えた場合、有形固定資産の除去に関する契約を当事者のいずれか一方が履行し、除去に係る実際発生額で測定可能な時点で認識することになる。一方、会計基準では、除去費用は有形固定資産を除去する義務が発生し、支出見積額の割引現在価値によって測定可能な時点で認識している。したがって、会計

基準における除去費用は、除去に関する契約締結以前の予定取引の段階で、見積りによる測定で認識しているため、概念フレームワークにおける認識要件と測定要件を充足しないといえる。

このように、概念フレームワークにおける認識要件と測定要件を充足しない除去費用が認識可能であるならば、例えば、修繕費も有形固定資産の取得時に将来実施することが予想され、過去の実績や業者による見積りなどによって測定可能であるため、除去費用と同様に認識可能と考えられるが⁹⁾、現行の会計基準では認識していない。このことから、除去費用の当初認識の会計処理を説明する認識要件と測定要件を明らかにするためには、除去費用と同様に認識可能な取引があるにも関わらず除去費用だけが認識されている論拠を検討する必要がある。したがって、これを認識要件と測定要件の検討課題として特定する。

次に、概念フレームワークにおける分類要件を充足するように除去費用の構成要素の分類を考えた場合、将来の経済的便益を得るための能力を有している場合に資産に分類されるが、有形固定資産を除去するための支出が将来の経済的便益を得るための能力を有しているとは考えられないため、除去支出は資産に分類されないことになる。一方、会計基準では、除去支出を資産に分類しているため、概念フレームワークにおける分類要件を充足しないといえる。このことから、除去費用の当初認識の会計処理を説明する分類要件を明らかにするためには、将来の経済的便益を得るための能力を有していない除去支出を資産に分類している論拠を検討する必要がある。したがって、これを分類要件の検討課題として特定する。

Ⅲ 認識要件と測定要件に関する検討

本節では、前節で特定した認識要件と測定要件の検討課題である、除去費用と同様に認識可能な取引があるにも関わらず除去費用だけが認識されている論拠を検討する。当該論拠の検討は先行研究をもとに行い、検討した論拠を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめ、各会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストを財務諸表に認識するタイミングと整合的であるかを検討し、その有効性を確認する。ただし、検討の都合上、最初に各会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストの会計処理を整理し、次に先行研究をもとに当該論拠の検討を行い、最後にその有効性を確認する。

国際会計基準では、有形固定資産は取得原価で測定され、取得原価は取得のために支出した現金もしくは現金同等物の金額、または引き渡した対価の公正価値であるとされている (IASB [2020a], paras. 6, 15)。また、有形固定資産の取得原価の構成要素は、購入費用、付随費用、改良費、特別修繕費、除去費用であり、各項目の発生時に資産として認識され、それ以外の修繕費、維持費などのライフサイクルコストは、各項目の発生時に費用として認識される (IASB [2020a], paras. 10, 12, 14, 16, 20)。

米国会計基準では、有形固定資産は取得原価で測定され、取得原価は取得のために交換した貨幣または他の資源であるとされている (AICPA [1970], paras. 70-1, 179)。また、有形固定資産の取得原価の構成要素は、購入費用、付随費用、改良費、特別修繕費、除去費用であり、各項目の発生時に資産として認識され、それ以外の修繕費などのライフサイクルコ

ストは、各項目の発生時に費用として認識される (AICPA [1970], paras. 162, 179, FASB [2006], para. 8, FASB [2016a], para. 20-05-1, FASB[2016b], para. 360-25-2, FASB [2018], para. 20-25-5)。

日本会計基準では、資産の原価は取得原価で測定されている (企業会計審議会 [1982a], 第三・五)。有形固定資産の取得原価の構成要素は、購入費用、付随費用、改良費⁽¹⁰⁾、除去費用であり、各項目の発生時に資産として認識され、それ以外の修繕費⁽¹⁰⁾などのライフサイクルコストは、各項目の発生時に費用として認識される (ASBJ [2012], 7 項, 企業会計審議会 [1982a], 第三・五・D, 国税庁, 7-8-1, 7-8-2)。ただし、修繕費と特別修繕費のうち、企業会計原則注解注 18 の要件を充足するものは、引当金処理している (企業会計審議会 [1982b], 注 18)。

このように、各会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストの会計処理は、日本会計基準における修繕費と特別修繕費の引当金処理を除いて一致している。日本会計基準とそれ以外の各会計基準で修繕費と特別修繕費の引当金処理に不整合がある点について、本節の目的は、除去費用と同様に認識可能な取引が認識されていない論拠を検討し、その有効性を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめて確認することであり、各会計基準における引当金について議論することではない。そのため、日本会計基準における修繕費と特別修繕費の引当金処理は検討の対象外とし、各会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストの会計処理を同一のものとして扱う。

続いて、除去費用と同様に認識可能な取引があるにも関わらず除去費用だけが認識されている論拠を先行研究をもとに検討する。当該論拠を扱う先行研究として、田中 [2008] と黒川

[2009] がある⁽¹¹⁾。田中 [2008] では、除去費用を予定取引の段階で認識するのは、有形固定資産の取得時における取得原価を「資産の取得から除去に至るまでのライフサイクル全般にわたるコストを含むと解釈」(田中 [2008], 33 頁) するためであるとしている。しかし、「利用期間中に不可避免的に生じる修繕改良に係るコストも有形固定資産の原価に含めなければならなくなる」(田中 [2008], 33 頁) ため、会計基準の認識時点と不整合が生じるとしており、当該解釈の問題点を指摘している。

この問題点について、黒川 [2009] は義務に着目して説明を試みている。黒川 [2009] は、除去費用を資産として認識する論拠は、資産除去債務を資産取得に係る未払いの付随費用と解釈し、生産活動に不可避なライフサイクルコストを資産として認識することで、投資規模を明示し、投資意思決定に役立つ情報を提供するためであるとしている (黒川 [2009], 28 頁)。そして、生産活動に不可避なライフサイクルコストを認識対象とするのは、経営計画上、修繕が耐用年数の間に発生すると想定されるものの、それが経営者の自主的な計画であるかぎり、修繕の義務に関して、法的な債務は資産取得時に存在していないためであるとしている (黒川 [2009], 20 頁)。

このように、黒川 [2009] は、有形固定資産の取得時にライフサイクルコストを資産として認識することで投資意思決定に役立つ情報を提供できるとしているが、計画段階にある将来の修繕は有形固定資産の取得時に修繕を行う義務が存在していないため、認識すべきでないとしている。つまり、除去費用は資産除去債務が発生した時点で除去を行う義務が存在するため、その時点で認識されるが、修繕費は契約が履行されるまで修繕を行う義務は存在していないため、契約の履行時点まで認識されな

いのである。

したがって、除去費用と同様に認識可能な取引があるにも関わらず除去費用だけが認識されている論拠は、黒川[2009]の主張によれば、有形固定資産のライフサイクルコストのうち当該取引の履行義務が発生しているものについて、有形固定資産の取得時に支出見積額の割引現在価値を含む取得原価で測定して認識しているためであるといえる。このことから、除去費用の当初認識の会計処理を説明する認識要件と測定要件は、次のように考えられる。

認識要件：当該取引の履行義務が発生しているか

測定要件：支出見積額の割引現在価値を含む取得原価によって測定可能か

ただし、黒川[2009]では、上記の認識要件と測定要件が除去費用と修繕費以外の有形固定資産のライフサイクルコストに対して有効に機能するか検討していないため、両要件を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめ、会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストを財務諸表に認識するタイミングと整合的であるかを検討する。あてはめにおいては、有形固定資産を購入した場合を例とし、本節で確認した会計基準が想定する有形固定資産のライフサイクルコストがすべて発生することとする。なお、有形固定資産の購入によって発生する項目を時系列順であてはめ、黒川[2009]で検討されている除去費用と修繕費へのあてはめは省略する。

有形固定資産を購入した場合、取得時点には購入費用、付随費用が発生する。これらに認識要件と測定要件をあてはめると、購入費用と付随費用はともに契約が履行されるまで当該取引の履行義務が発生しないため、契約の履行時点に実際発生額で測定して認識される。また、有形固定資産の取得後には改良費、特別修繕

費、維持費などのライフサイクルコストが発生する。これらに認識要件と測定要件をあてはめると、取得時点に発生する項目と同様に、各項目は契約が履行されるまで当該取引の履行義務が発生しないため、契約の履行時点に実際発生額で測定して認識される。

他方、本節で確認したように、会計基準が想定する有形固定資産のライフサイクルコストの各項目の認識の契機と測定方法は、上記の認識要件と測定要件をあてはめた結果と一致している。したがって、認識要件と測定要件を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめた結果、各項目の認識の契機と測定方法が会計基準のそれと一致しているため、認識要件と測定要件は会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストに対して有効に機能するといえる。

IV 分類要件に関する検討

本節では、第2節で特定した分類要件の検討課題である、将来の経済的便益を得るための能力を有していない除去支出を資産に分類している論拠を検討する。当該論拠の検討は、先行研究が乏しいため除去費用に関する各会計基準をもとに行い、検討した論拠を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめ、各会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストの構成要素の分類と整合的であるかを検討し、その有効性を確認する⁽¹²⁾。なお、後述するが、除去費用には有形固定資産の取得時に発生するものと使用に応じて発生するものがあるため、将来の経済的便益を得るための能力を有していない除去支出が資産に分類されている論拠をそれぞれの場合に分けて検討する。

まず、有形固定資産の取得時に発生する除去費用を資産に分類する各会計基準の論拠を整

理する。国際会計基準では、有形固定資産に関連する支出を資産に分類する要件として、将来の経済的便益を得るための能力を有していることを求めている（IASB [2020a], para. 7）。ただし、有形固定資産に関連する支出には、有形固定資産の取得または建設のために当初に発生するコストおよび取得後に追加、取替えまたは保守のために発生するコストが含まれる（IASB [2020a], para. 10）。つまり、国際会計基準では、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出す場合だけでなく、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合も資産に分類しており、除去費用は後者の場合に該当するため、資産に分類しているのである。

米国会計基準では、資産に分類する要件として、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出すことを要求しており、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出す場合は、別個の資産として認識するが、除去費用のように有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合は、関連する有形固定資産に含めて資産として認識するとしている（FASB [2001], para. B42⁽¹³⁾）。

日本会計基準では、除去費用それ自体には法律上の権利がなく財産的価値もないこと、また、独立して収益獲得に貢献するものでもないため、別個の資産として認識する方法を採用していない（ASBJ [2012], 42 項）。その一方で、除去費用は有形固定資産を稼働するために必要なものであるため、付随費用と同様に関連する有形固定資産に含めて資産として認識するとしている（ASBJ [2012], 42 項）。

このように、各会計基準では、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか、あるいは有形固定資産と一体となって将来に経済的

便益を生み出す場合に資産に分類している点で共通している。また、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合に資産に分類するのは、当該支出を行わなければ有形固定資産を稼働することができないためであるとしている⁽¹⁴⁾。つまり、除去費用を資産に分類するのは、除去支出を負担しなければ有形固定資産を稼働することができないことから、除去費用は有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出すといえるためである。

次に、有形固定資産の取得後に発生する除去費用を資産に分類する各会計基準の論拠を整理する。国際会計基準では、棚卸資産を生産する以外の目的で有形固定資産の使用に応じて資産除去債務が発生する場合、それに対応する除去費用を関連する有形固定資産に含めて資産として認識している（IASB [2020a], para. 16）。その理由として、「債務が資産項目の取得時に生じるものであろうと、使用される間に生じるものであろうと、その根本的な性質および当該資産との関連は同じである」（IASB [2020a], para. BC15）ためとしている。

米国会計基準では、有形固定資産の使用に応じて資産除去債務が発生する場合、それに対応する除去費用を関連する有形固定資産に含めて資産として認識している（FASB [2018], paras. 20-15-2, 20-25-5）。その理由として、除去費用を資産と費用のいずれに分類すべきか理論的な根拠を得ることはできなかったものの、資産除去債務の発生時点によってその根本的な性質と資産との関連性は変化しないと結論づけ、発生時点に関わらず除去費用を関連する有形固定資産に含めて資産として認識するとしている（FASB [2001], para. B46）。

日本会計基準では、有形固定資産の使用に応じて資産除去債務が発生する場合、それに対応する除去費用を関連する有形固定資産に含め

て資産として認識している（ASBJ [2012], 8項）。その理由は、他の会計基準のように個別に説明が記載されていないため、取得時に発生する除去費用と同様の理由であると考えられる。

このように、各会計基準では、資産除去債務の発生時点によってその性質と資産との関連で変化がないため、取得時に発生する除去費用と同様の理由で関連する有形固定資産に含めて資産として認識している。したがって、将来の経済的便益を得るための能力を有していない除去支出を資産に分類している論拠は、会計基準では当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出す場合だけでなく、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合も資産としているためであるといえる。このことから、除去費用の当初認識の会計処理を説明する分類要件は、次のように考えられる。

分類要件：当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか、あるいは有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出すか

ただし、分類要件は除去費用に関する会計基準を整理したものであるため、分類要件が除去費用以外の有形固定資産のライフサイクルコストに対して有効に機能するか検討する必要がある。そのため、分類要件を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめ、会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストの構成要素の分類と整合的であるかを検討する。あてはめにおいては、有形固定資産を購入した場合を例とし、第3節で確認した会計基準が想定する有形固定資産のライフサイクルコストがすべて発生することとする。なお、有形固定資産の購入によって発生する項目を時系列順であてはめ、除去費用へのあてはめは省略する。

有形固定資産を購入した場合、取得時点には購入費用、付随費用が認識対象となる。これらに分類要件をあてはめると、購入費用は、有形固定資産を購入するための支出であり、それ自体が将来に経済的便益を生み出すため、資産に分類される。また、付随費用は、有形固定資産を経営者が意図した方法で稼働させるまでに発生する支出であり（ASBJ [2012], 42項, FASB [2016a], para. 20-05-1, IASB [2020a], para. 20）、当該支出がなければ有形固定資産を稼働することができないことから、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出すといえるため、資産に分類される。

有形固定資産の取得後には改良費、修繕費、特別修繕費、維持費などのライフサイクルコストが認識対象となる。これらに分類要件をあてはめると、改良費は、有形固定資産の耐用年数を増加させるなど将来の経済的便益を得るための能力を増加させる支出であり（FASB [2006], para. 8, IASB [2020a], paras. 7, 10, 国税庁, 7-8-1）、それ自体が将来に経済的便益を生み出すため、資産に分類される。他方、修繕費は、「有形固定資産が物理的に損傷した場合の修復工作」（神戸大学会計学研究室編 [2007], 22頁）に要する支出であり⁽¹⁵⁾、修繕を行わなければ有形固定資産を稼働することができないことから、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出すといえるため、資産に分類される。

また、特別修繕費は、有形固定資産を継続して稼働する条件として、定期的で大規模な検査等の実施が求められている場合に発生するものであり（FASB [2016b], para. 360-05-1, IASB [2020a], para. 14）、これを実施しなければ有形固定資産を稼働することができないことから、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出すといえるため、資産に分

類される。上記以外の維持費⁽¹⁶⁾などの毎期継続的に発生するライフサイクルコスト⁽¹⁷⁾は、有形固定資産が稼働可能な状態において、当該会計期間に有形固定資産から経済的便益を得るために必要な支出であり、将来の経済的便益を増加させる支出ではない。そのため、維持費などの毎期継続的に発生するライフサイクルコストは、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出すものではないため、費用に分類される。

このように、分類要件を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめた結果、資産に分類されるものは、購入費用、付随費用、改良費、修繕費、特別修繕費であり、それ以外は費用に分類された。一方で、会計基準において資産に分類される項目は、第3節で確認したように、購入費用、付随費用、改良費、特別修繕費である。したがって、分類要件から考えられる修繕費の構成要素の分類と会計基準における修繕費の構成要素の分類に不整合が生じているため、分類要件は会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストに対して有効に機能しないと見える。

修繕費の構成要素の分類について、除去費用に関する会計基準を整理した分類要件では、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか、あるいは有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合のいずれかに該当するかによって構成要素の分類を判定しており、修繕を行わなければ有形固定資産を稼働することができないことから、修繕費は有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出すといえるため、資産に分類される。一方で、修繕費に関する会計基準では、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか否かによって構成要素の分類を判定しており（FASB [2006], para. 8, IASB [2020a],

paras. 7, 10, 12, 国税庁, 7-8-1, 7-8-2), 修繕それ自体が将来に経済的便益を生み出す能力がないため、費用に分類している。

このように、将来の経済的便益の有無について、除去費用に関する会計基準では、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか、あるいは有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合のいずれかに該当するかによって判定しているのに対し、修繕費に関する会計基準では、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか否かによって判定している。つまり、将来の経済的便益の有無の判定基準が異なることから、除去費用に関する会計基準から考えられる修繕費の構成要素の分類と修繕費に関する会計基準の構成要素の分類に不整合が生じているのである⁽¹⁸⁾。このことから、将来の経済的便益の有無の判定において、会計基準内に異なる判定基準が混在しているといえる。

V 当初認識における会計処理の論拠とその有効性

本稿では、第2節で除去費用の当初認識の会計処理を説明する各要件の検討課題を特定し、第3節で認識要件と測定要件、第4節で分類要件についてそれぞれ検討課題を検討して各要件を明らかにしたうえで、各要件の有効性を検討した。そこで、本節では、これまでの検討結果を整理し、本稿で明らかにしたことを示す。検討結果の整理は、会計基準における除去費用の当初認識の会計処理を説明する各要件の検討課題の特定、各要件の検討課題の検討、各要件の有効性の検討の順番で行う。

会計基準における除去費用の当初認識の会計処理を説明する各要件の検討課題の特定は、各概念フレームワークの認識要件、測定要件、

分類要件を各会計基準の除去費用の認識の契機、測定方法、構成要素の分類にあてはめ、整合しない部分を抽出することで行った。そのため、最初に各概念フレームワークの各要件と各会計基準の除去費用の当初認識の会計処理を整理した。各概念フレームワークの各要件を整理した結果は、次のとおりであった。

認識要件：当事者のいずれか一方が契約を履行しているか

測定要件：当該資産を取得するために要した取引時点の金額で測定できるか

分類要件：将来の経済的便益を得るための能力を有しているか

また、各会計基準の除去費用の当初認識の会計処理を整理した結果、各会計基準ともに、有形固定資産を除去する義務が発生し、支出見積額の割引現在価値で測定可能な時点で関連する有形固定資産に含めて資産として認識しており、各会計基準における除去費用の認識の契機、測定方法、構成要素の分類は同一であった。

次に、概念フレームワークにおける各要件を会計基準における除去費用の認識の契機、測定方法、構成要素の分類にあてはめ、整合しない部分を抽出することで検討課題を特定した。その結果、概念フレームワークにおける認識要件と測定要件を充足するように除去費用の認識の契機と測定方法を考えた場合、有形固定資産の除去に関する契約を当事者のいずれか一方が履行し、除去に係る実際発生額で測定可能な時点で認識することになるが、会計基準では、予定取引の段階において支出見積額の割引現在価値によって測定可能な時点で認識しており、概念フレームワークにおける認識要件と測定要件を充足していなかった。

このように、概念フレームワークにおける認識要件と測定要件を充足しない除去費用が認識可能であるならば、例えば修繕費も同様に認

識可能であるが、会計基準では認識していない。このことから、除去費用の当初認識の会計処理を説明する認識要件と測定要件を明らかにするためには、除去費用と同様に認識可能な取引があるにも関わらず除去費用だけが認識されている論拠を検討する必要があるため、これを認識要件と測定要件の検討課題として特定した。

他方、概念フレームワークにおける分類要件を充足するように除去費用の構成要素の分類を考えた場合、有形固定資産を除去するための支出が将来の経済的便益を得るための能力を有しているとは考えられないため、除去支出を資産に分類することはできないが、会計基準では除去支出を資産に分類しており、概念フレームワークにおける分類要件を充足していなかった。このことから、除去費用の当初認識の会計処理を説明する分類要件を明らかにするためには、将来の経済的便益を得るための能力を有していない除去支出を資産に分類している論拠を検討する必要があるため、これを分類要件の検討課題として特定した。

続いて、上記の各要件の検討課題を検討し、除去費用の当初認識の会計処理を説明する各要件を明らかにした。まず、認識要件と測定要件の検討課題である、除去費用と同様に認識可能な取引があるにも関わらず除去費用だけが認識されている論拠を先行研究をもとに検討した。田中 [2008] では、除去費用を予定取引の段階で認識するのは、有形固定資産の取得時における取得原価を資産の取得から除去までのライフサイクルコストを含むと解釈するためであるとしているが、その場合、修繕費も有形固定資産の取得時における取得原価に含まれ、会計基準の認識時点と不整合が生じるため、当該解釈には問題があると指摘されていた。

この問題について、黒川 [2009] では、有形固定資産の取得時にライフサイクルコストを資産として認識することは投資意思決定に有用であるが、計画段階にある将来の修繕は有形固定資産の取得時に修繕を行う義務が存在していないため、認識すべきでないと言われていた。つまり、除去費用は資産除去債務が発生した時点で除去を行う義務が存在するため、その時点で認識されるが、修繕費は契約が履行されるまで修繕を行う義務は存在していないため、契約の履行時点まで認識されないのであった。このことから、除去費用と同様に認識可能な取引があるにも関わらず除去費用だけが認識されている論拠は、有形固定資産のライフサイクルコストのうち当該取引の履行義務があるものについて、有形固定資産の取得時に支出見積額の割引現在価値を含む取得原価で測定して認識しているためであるといえた。

次に、分類要件の検討課題である、将来の経済的便益を得るための能力を有していない除去支出を資産に分類している論拠について、除去費用に関する会計基準をもとに検討した。その結果、会計基準では、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか、あるいは有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合に資産に分類していることが確認された。また、後者の場合に資産に分類するのは、当該支出を行わなければ有形固定資産を稼働することができないためであり、除去支出はこれに該当するため資産に分類されていた。このことから、将来の経済的便益を得るための能力を有していない除去支出を資産に分類している論拠は、会計基準では当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出す場合だけでなく、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合も資産としているためであった。

ここまで各要件の検討課題を検討した結果、除去費用の当初認識の会計処理を説明する各要件は、次のように考えられた。

認識要件：当該取引の履行義務が発生しているか

測定要件：支出見積額の割引現在価値を含む取得原価によって測定可能か

分類要件：当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか、あるいは有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出すか

ただし、これらの各要件は除去費用の当初認識の会計処理を説明するものであり、除去費用以外の当初認識の会計処理にも有効に機能するとは限らない。そこで、各要件を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめ、各会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストの会計処理と整合的であるかを検討し、その有効性を確認した。

まず、各会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストの会計処理を整理した。その結果、各会計基準では、有形固定資産は取得に要した金額である取得原価で測定され、当該取得原価の構成要素は購入費用、付随費用、改良費、特別修繕費であり、各項目の発生時に資産に分類され、それ以外の修繕費や維持費などのライフサイクルコストは費用に分類されていた。

次に、各要件を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめ、その有効性を確認した。認識要件と測定要件を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめた場合、当該取引の履行義務が発生し、支出見積額の割引現在価値を含む取得原価で測定可能な場合に認識されることになる。そのため、購入費用、付随費用、改良費、修繕費、特別修繕費、維持費などのライフサイクルコストは、契約の履行時点に実際

発生額で測定して認識されると考えられた。一方、会計基準における各項目の認識の契機と測定方法も、上記の認識要件と測定要件をあてはめた結果と一致していた。したがって、認識要件と測定要件は会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストに対して有効に機能すると考えられた。

他方、分類要件を有形固定資産のライフサイクルコストにあてはめた場合、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか、あるいは有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合に資産に分類される。そのため、有形固定資産のライフサイクルコストのうち購入費用、付随費用、改良費、修繕費、特別修繕費が資産に分類されると考えられた。一方、会計基準において資産に分類される項目は、購入費用、付随費用、改良費、特別修繕費であった。したがって、修繕費の構成要素の分類に不整合が生じているため、分類要件は会計基準における有形固定資産のライフサイクルコストに対して有効に機能しないと考えられた。

修繕費の会計処理について、除去費用に関する会計基準を整理した分類要件では、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか、あるいは有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す場合のいずれかに該当するかによって構成要素の分類を判定しており、修繕費は後者に該当するため資産に分類している。一方、修繕費に関する会計基準では、当該支出それ自体が将来に経済的便益を生み出すか否かによって構成要素の分類を判定しており、修繕費はこれを充足しないため費用に分類している。そのため、両方で修繕費の構成要素の分類に不整合が生じているのである。このことから、将来の経済的便益の有無の判定において、会計基準内に異なる判定基準が混在して

いると考えられた。

以上のことから、本稿で明らかにしたことは次のとおりである。第1に、会計基準における除去費用の当初認識の会計処理の論拠である認識要件、測定要件、分類要件の各要件を明らかにしたことである。第2に、明らかにした各要件が除去費用以外の当初認識の会計処理においても有効に機能するか検討した結果、認識要件と測定要件の有効性は確認できるものの、分類要件の有効性は確認できないことを明らかにしたことである。第3に、分類要件の有効性を確認できない原因を検討した結果、将来の経済的便益の有無の判定において、会計基準内に異なる判定基準が混在していることを明らかにしたことである。

VI おわりに

各会計基準における除去費用の当初認識の会計処理は、多くの先行研究で否定的な見解が示されているが、その論拠が明らかにされないまま批判されており、十分な検討がされているとはいえない状況にあった。そこで、本稿では、各会計基準における除去費用の当初認識の会計処理の論拠である各要件とその有効性を検討した。その結果、認識要件、測定要件、分類要件の各要件を明らかにし、また、認識要件と測定要件の有効性は確認できるものの、分類要件の有効性は確認できないことを明らかにした。さらに、分類要件の有効性を確認できない原因を検討した結果、将来の経済的便益の有無の判定において、会計基準内に異なる判定基準が混在していることを明らかにした。

このことから、先行研究において検討が不十分であった除去費用の当初認識の会計処理について、当該会計処理の論拠を明らかにしたことで、十分な検討を行うことが可能になったと

いえる。また、除去費用の当初認識の会計処理の論拠である各要件は、解約不能なオペレーティング・リース取引やテイク・オア・ペイ契約などの除去費用に類似する取引の認識の議論に資すると期待されるが、分類要件の有効性を確認することができなかつたため、類似する取引が各要件を充足したとしても直ちに認識可能と判断することはできない。そのため、類似する取引の認識の議論を行うためには、将来の経済的便益の有無の判定基準を検討する必要がある。

ただし、本稿の限界として、各会計基準における除去費用の当初認識の会計処理の論拠とその有効性を明らかにすることに焦点をあてていたため、第4節で除去費用に関する会計基準をもとに検討した分類要件について、米国会計基準と日本会計基準において除去費用を資産として認識した会計期間に全額費用処理することが容認されていることについて言及していない(ASBJ [2012], 8項, FASB [2018], para. 20-35-2)。そのため、当該論点の検討によって本稿で明らかにした分類要件に影響を及ぼす可能性がある。

注

- (1) 各会計基準では、当初認識時に資産除去債務と除去費用を認識する資産負債の両建処理を採用しているが、当該会計処理は、「負債の公正価値表示と利益の安定化という二つの要請を同時に達成する」(松本 [2006], 54頁)ものであるとされている。つまり、当初認識において資産除去債務はストックを重視し、除去費用はフローを重視した会計処理となっている。本稿では、資産負債の両建処理について、当該解釈に基づいて議論を行うこととする。
- (2) 久保 ([2009], 206頁)、田中 ([2008], 33頁)等においても同様の指摘がされている。また、従来の取得原価とは、資産を取得するために支出した現金価格相当額による測定を指している(菊谷 [2007], 35頁)。
- (3) 久保 ([2009], 206頁)、佐藤 ([2007], 31

頁)、植田 ([2005], 138頁)等においても同様の指摘がされている。

- (4) 除去行為に関する契約締結の前段階を意味する(西谷 [2001], 99頁)。
- (5) 日本の会計実務では、改良費と修繕費の会計処理は税法の規定を参考に行っている(企業会計審議会 [2000])、本稿では便宜上、会計実務を含めて会計基準と呼ぶこととする。
- (6) 有効性の確認は、特定の項目に限定せず広く検討対象とすべきであるが、本稿では各要件を明らかにすることに主眼を置いているため、除去費用と関連性の高い項目に限定している。
- (7) 有形固定資産の取得原価の構成要素の詳細は、第3節を参照されたい。
- (8) 本稿では、資産の定義のうち経済的資源(将来の経済的便益)に焦点をあてている。これは、資産の本質が経済的便益にあることに加え、多くの先行研究においても経済的便益に焦点をあてて除去費用を資産に分類することを否定しているためである。なお、資産の定義のうち過去の取引については、例えば、有形固定資産の除去に関する取引を有形固定資産の取得時に成立していると捉える場合、過去の取引に該当するといえるが、除去の履行時に成立すると捉える場合、過去の取引を充足しているとはいえない。そのため、有形固定資産の除去に関する取引をどの時点で成立したと捉えるかが議論となる可能性がある。
- (9) 菊谷 ([2007], 38頁)、政岡 ([2008], 144頁)、西谷 ([2001], 99頁)等においても同様の指摘がされている。
- (10) 改良費と修繕費の会計処理は、税法の規定を参考にしており(企業会計審議会 [2000])、法人税基本通達 7-8-1, 7-8-2 に基づいていると考えられる。
- (11) その他の先行研究として、佐藤 [2007] では、有形固定資産の取得と資産除去債務の負担を一体のものとして捉え、有形固定資産の取得時に除去費用を認識する一取引基準という考え方を示しているが(佐藤 [2007], 31頁)、どのような取引に適用されるか明らかではなく、その有効性を検討することは困難である。また、井尻 [1976] や西澤 [1992] などの契約会計は、会計基準を説明しようとするものではない。
- (12) 有形固定資産に関連する支出には、資産に分類すべき部分と費用に分類すべき部分が混在する支出があり、それをどのように切り分けるかという議論がある。しかし、これを明らかにすることは本節の目的ではないため、検討対象としていない。
- (13) ASC410 は SFAS143 と同様の規定であるため、米国会計基準の説明として SFAS143 も用いている。

- (14) 本節では、除去費用に関する会計基準をもとに除去支出を資産に分類している論拠を明らかにすることを目的としているため、除去費用に関する会計基準がこのような資産に分類する判定基準を採用する理由や、有形固定資産と一体となって将来に経済的便益を生み出す支出の範囲を検討の対象としていない。
- (15) 各会計基準では、有形固定資産のライフサイクルコストのうち資産に分類する項目を規定し、それ以外の項目を費用に分類しており、費用に分類する各項目を定義づけていない。一方で、本節では分類要件の有効性を検討するため、各会計基準で費用に分類している各項目がどのような項目であるかを定義づける必要がある。そのため、修繕費に対して定義づけをしている。
- (16) 本稿では、維持費を「有形固定資産の生産性・経済性を維持するための経常的な工作」（神戸大学会計学研究室編 [2007]、22 頁）に要する支出と定義している。
- (17) 例えば、給料や保険料などが挙げられる。
- (18) 仮に、修繕費に関する会計基準の会計処理を資産として認識して即時費用処理したと解釈した場合、修繕費を当初認識時点で瞬間的にも資産に分類するという点において、除去費用に関する会計基準から考えられる修繕費の構成要素の分類と一致する。しかし、除去費用に関する会計基準から考えられる修繕費は、修繕の経済的便益は有形固定資産の耐用年数にわたって発現すると考えられるため、耐用年数にわたって費用が認識されることになる。したがって、この場合においても、当初認識後の配分方法に違いが生じるという意味において、除去費用に関する会計基準から考えられる修繕費の構成要素の分類と修繕費に関する会計基準の構成要素の分類には不整合が生じていると考えられる。

参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1970] Statement of the Accounting Principles Board No. 4, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises. (川口順一訳 [1996]『アメリカ公認会計士協会 企業会計原則』同文館。)
- 新井清光 [1973a]「資産の取得原価の決定問題」『産業経理』第 33 巻第 4 号、14-17 頁。
- 新井清光 [1973b]「取得原価主義会計の再検討」『会計』第 103 巻第 1 号、15-36 頁。
- 新井清光・加古宜士補訂 [2003]『新版財務会計論 (第 7 版)』中央経済社。
- 茅根聡 [1998]「未履行契約とリースの貸借対照表

- 能力」『経営研究所論集』第 21 号、187-204 頁。
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, Elements of Financial Statements, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2010]『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社。)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2001], Statement of Financial Accounting Standards No. 143, Accounting for Asset Retirement Obligations, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2006], Staff Position No. AUG AIR-1, Accounting for Planned Major Maintenance Activities, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2016a], Accounting Standards Codification (ASC) 835, Interest, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2016b], Accounting Standards Codification (ASC) 908, Airlines, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2018], Accounting Standards Codification (ASC) 410, Asset Retirement and Environmental Obligations, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2021a], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2021b], Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Conceptual Framework for Financial Reporting - Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, FASB.
- Grady, P. [1965], Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises, AICPA Accounting Research Study No. 7, AICPA. (日本公認会計士協会国際委員会訳 [1969]『会計原則総覧』関東図書。)
- 井尻雄士 [1976]『会計測定の理論』東洋経済新報社。
- International Accounting Standards Board (IASB) [2018], Conceptual Framework for Financial Reporting. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2021]「財務報告に関する概念フレームワーク」『IFRS 基準<注釈付き> Part A』および『同 Part C』中央経済社。)
- International Accounting Standards Board (IASB) [2020a], International Accounting Standard (IAS) 16, Property, Plant and Equipment, IASB. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2021] 国際会計基準第 16 号「有形固定資産」『IFRS 基準<注釈付き> Part A』および『同 Part C』中央経済社。)

- International Accounting Standards Board (IASB) [2020b], International Accounting Standard (IAS) 37, Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets, IASB. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2021] 国際会計基準第 37 号「引当金, 偶発負債及び偶発資産」『IFRS 基準<注釈付き> Part A』中央経済社。)
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2012] 企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」企業会計基準委員会。
- 企業会計審議会 [1982a] 「企業会計原則」企業会計審議会。
- 企業会計審議会 [1982b] 「企業会計原則注解」企業会計審議会。
- 企業会計審議会 [2000] 「企業会計審議会 第一部 議事録 平成 12 年 1 月 28 日」(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11708448/www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/gijiroku/b120128.htm) (2022 年 3 月 19 日閲覧)。
- 菊谷正人 [2007] 「有形固定資産の取得原価と資産除去債務」『税経通信』第 62 巻第 12 号, 33-40 頁。
- 国税庁「第 8 節資本的支出と修繕費」(https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/07/07_08.htm) (2022 年 3 月 19 日閲覧)
- 久保淳司 [2009] 「資産除去債務基準における資産負債の両建処理」『経済学研究』第 59 巻第 3 号, 199-213 頁。
- 黒川行治 [2009] 「資産除去債務を巡る会計上の論点」『企業会計』第 61 巻第 10 号, 18-30 頁。
- 神戸大学会計学研究室編 [2007] 『第六版 会計学辞典』同文館。
- Littleton, A. C. [1953], Structure of Accounting Theory, AAA Monograph No. 5, AAA. (大塚俊郎訳 [1955] 『会計理論の構造』東洋経済新報社。)
- 政岡孝宏 [2008] 「資産除去債務の会計にみられる取得原価概念の変容」『企業会計』第 60 巻第 1 号, 140-149 頁。
- 松本敏史 [2006] 「二つの会計観とキャッシュフロー—非連携モデルの構造分析—」『会計』第 169 巻第 1 号, 48-62 頁。
- 西谷順平 [2001] 「将来除却支出の会計処理とその問題点—FASB 公開草案『長期保有資産の除却に伴う債務に関する会計』の批判的検討—」『会計』第 160 巻第 1 号, 96-107 頁。
- 西澤茂 [1992] 「契約から生じるコミットメントの会計上の認識—契約会計による現行会計の拡張—」『三田商学研究』第 34 巻第 6 号, 144-154 頁。
- Paton, W. A. and Littleton, A. C. [1940], An Introduction to Corporate Accounting Standards, AAA Monograph No. 3, AAA. (中島省吾 [1966] 『会社会計基準序説』森山書店。)
- 佐藤信彦 [2007] 「資産除去債務の会計を巡る諸問題」『企業会計』第 59 巻第 9 号, 25-35 頁。
- Sprouse, R.T. and M. Moonitz [1962], A Tentative set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises, AICPA Accounting Research Study No. 3, AICPA. (佐藤孝一・新井清光共訳 [1962] 『会計公準と会計原則』中央経済社。)
- 田中建二 [2008] 「資産除去債務の会計」『産業経理』第 68 巻第 1 号, 30-37 頁。
- 植田敦紀 (2005) 「米国財務会計基準に基づく環境会計情報—財務会計基準書 143 号資産除去債務の会計—」『横浜国際社会科学研究』第 10 巻第 2 号, 131-149 頁。
- Vatter, W. J. [1947], The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports, The University of Chicago Press.

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第 1 回カンファレンス (於: 早稲田大学) における報告を修正したものである。本稿の執筆にあたっては、司会者・ディスカッサント・査読者の先生方から有益なコメントを賜りました。心より御礼申し上げます。

III Summary of Articles

The Deep Structure of Standards Development: A Message from International Accounting Research

Tokuei SUGIMOTO
Kwansei Gakuin University

I investigate whether there are differences in the structure of accounting standards development and governance structure of the main 6 accounting standard setters, the IFRS Foundation • the International Accounting Standards Board (IASB), the Financial Accounting Foundation • the Financial Accounting Standards Board (FASB), the Financial Reporting Council (FRC), the Accounting Standards Board (AcSB), the Korea Accounting Institute (KAI) • the Korea Accounting Standards Board (KASB), and the Financial Accounting Standards Foundation (FASF) • the Accounting Standards Board of Japan (ASBJ), from view point of international accounting research. I find that although they are independent private institutions, accounting standard setters do not necessarily develop standards in the same way. Many standard-setters recognize that accounting academics conduct a great deal of research and their findings may have important

implications for standard setters. That's why they build accounting academics and their findings into the structure of standards development—Unfortunately, Japan has not incorporated it into the structure of standards development. Japan's socio-economic structure is undergoing rapid changes, but in order to utilize limited resources and develop an administrative system that is trusted by the people, it is necessary to actively promote Evidence-based Policy Making (EBPM). Although its importance is widely recognized, it is not necessarily incorporated into Japan's policy making and standards setting. Through comparative research, this paper proposes a message from international accounting research that accounting academia should be deeply incorporated into the development of accounting standards in Japan, and presents a desirable model for the future development of accounting standards in Japan.

Subsequent Accounting for Goodwill and Value Relevance: Amortisation Approach vs Impairment-only Approach

Tomohiro NOGUCHI
Aichi Gakuin University

The purpose of this research is to compare the value relevance of accounting information on goodwill between the amortisation approach and the impairment-only approach.

As a result of convergence to IFRS, Japanese GAAP (JGAAP) tend to resemble IFRS more closely. However there is a big difference in accounting for goodwill between JGAAP and IFRS, especially in subsequent accounting for goodwill. IFRS requires the impairment-only approach for goodwill. In contrast JGAAP requires the amortisation approach. The difference is a source of controversy in considering whether mandatory IFRS adoption should be implemented in Japan.

Therefore, we investigate the difference of value relevance related to two approaches for goodwill focusing on the amortisation charges, impairment losses, and goodwill balance in

the amortisation approach and the impairment-only approach.

Through the empirical analysis including robustness analysis of this paper, using a sample of Japanese firms based on JGAAP or IFRS, we find that (i) amortisation charges are significantly positive associated with market value, (ii) impairment losses under JGAAP are more negatively associated with market value than those ones under IFRS, and (iii) goodwill balance under IFRS is intend to be evaluated lower than those ones under JGAAP.

From our findings, we conclude that the amortisation approach for goodwill provides more value relevant information to investors than the impairment-only approach, and hence this approach is appropriate accounting for goodwill.

Consideration of Accounting Treatment for Initial Recognition of Asset Retirement Costs

Shintaro OKAMURA

Gakushuin University Graduate School

Purpose: Asset retirement costs are incapable of providing future economic benefits and are inconsistent with the traditional measuring method of historical costs. Therefore, previous research has shown a negative thoughts in recognizing asset retirement costs as part of the historical costs of property, plant and equipment. However, the rationale behind the accounting treatment for the initial recognition of asset retirement costs in accounting standards has not been clarified, and as a consequence, never fully considered. Therefore, in this study, we have considered the rationale behind the accounting treatment for the initial recognition of asset retirement costs in accounting standards. In consideration, the accounting treatment the initial recognition of asset retirement costs in the accounting standard stipulates the trigger of recognition, the measurement method, and the classification of elements of financial statements. Recognition, measurement, and classification requirements that generalize each stipulation are the rationale behind the accounting treatment for the initial recognition of asset retirement costs in

accounting standards. Therefore, we have considered each requirement.

Methodology: We conducted a review of previous research on the accounting treatment for the initial recognition of asset retirement costs and a review of accounting standards for asset retirement costs.

Contribution: First, we revealed the recognition, measurement, and classification requirements that are the rationale of the accounting treatment for the initial recognition of asset retirement costs in accounting standards. Second, we considered whether each requirement would work effectively for accounting treatments for the initial recognition of costs other than asset retirement costs. As a result of the consideration, we revealed that the effectiveness of the recognition requirement and the measurement requirement can be confirmed, but the effectiveness of the classification requirement cannot be confirmed. Third, we analyzed why the classification requirements' effectiveness couldn't be confirmed. The analysis revealed that there are two or more criteria in accounting standards for judging whether assets have future economic benefits or not.

IV 諸規則

編集委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 会則第 3 条第 2 項にもとづく編集委員会の運営は、本規程によって行うものとする。

(構 成)

第 2 条 編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。

② 委員長は、会長が指名し、理事会の承認を求める。

③ 委員および幹事は、委員長が指名し、速やかに理事会の承認を求める。また、編集上の必要に応じて委員を追加指名することができる。

(任 期)

第 3 条 委員長の任期は、就任後 3 回目の研究大会終了の日までとする。再任は妨げない。

② 委員および幹事の任期は、委員長の任期に準ずる。再任は妨げない。

(業務内容)

第 4 条 編集委員会は、『国際会計研究学会年報』（以下、『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

② 編集委員会は、本会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。

③ 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

(年報の発行)

第 5 条 『年報』は、原則として、年 2 回発行するものとする。

(掲載内容)

第 6 条 『年報』に掲載する論文および報告等は、次のものとする。

1. 編集委員会の募集による以下の原稿（以下、応募原稿という。）

(1) 自由論題報告を基礎として執筆されるもの

(2) その他

2. 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下、依頼原稿という。）

(1) 統一論題報告を基礎として執筆されるもの（座長解題を含む。）

(2) 基調講演、特別講演および国際セッション報告を基礎として執筆されるもの

(3) 研究グループ報告

(4) その他

3. 編集委員会から依頼を受けた統一論題報告者および研究グループ主査は、編集委員会が特別に認めた場合を除き、依頼に応じて原稿を提出する。ただし、基調講演、特

別講演および国際セッション報告を基礎として執筆されるものについてはその限りではない。

(執筆者の資格)

第7条 前条による応募原稿の執筆者は、本会の会員（院生会員を含む。）に限る。ただし、編集委員会が認める場合は、その限りでない。

(査読制度)

第8条 第6条第1号（1）の応募原稿には、査読を付するものとする。一方、第6条第2号の依頼原稿は原則として査読の対象としないが、第2号（1）の依頼原稿については執筆者の希望により査読を付することができる。

② 査読制度の運営は、別に定める査読制度に関する申し合わせによる。

③ 査読による審査を受け、掲載が決定した応募原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

(著作権)

第9条 『年報』に掲載された原稿の著作権は、本会に帰属するものとする。

(本規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

(附 則)

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年12月14日決定
2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。
3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

査読制度に関する申し合わせ

編集委員会規程第8条第2項に基づく査読制度は、本申し合わせに定めるところによるものとする。

1. 査読者の決定

- (1) 編集委員会委員長（以下、委員長という。）は、応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。
- (2) 編集小委員会は、委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下、委員という。）および編集委員会幹事（以下、幹事という。）で構成する。
- (3) 編集小委員会は、各応募原稿につき査読担当者候補2名を選定し、編集委員会に諮る。なお、査読担当者候補2名のうち1名は、委員でなければならない。また、必要に応じて編集小委員会は、委員でない査読担当者候補を非会員から選定することができる。
- (4) 編集委員会は、編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し、査読を依頼する。
- (5) 編集小委員会を設けない場合には、編集小委員会の業務は、編集委員会が行う。

2. 査読手続

- (1) 査読担当者は、2(2)に規定する査読評価の基準および2(3)に規定する査読方針にしたがい査読を行い、2(4)に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。
- (2) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。
 - ① 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
 - ② 新規性：論文として新規性および独創性がある。
 - ③ 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- (3) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針にしたがう。
 - ① 査読は、論文の質を評価することを目的とするが、執筆者を育成し、以て学会活動の活性化を図るという視点にも配慮する。
 - ② 査読を継続する場合には、応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可能となるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
 - ③ 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
 - ④ 査読担当者は、確認できない内容や事実に関しては、応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読担当者はその説明にもとづいて評価を行う。
 - ⑤ 再査読にあたっては、以前の査読結果との論旨の一貫性を保持する。
- (4) 応募原稿に関する初回の査読結果は、次の①から④のいずれかとする。
 - ① 無修正掲載可

- ② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可
- ③ 査読の継続（趣旨に影響する修正が適切に行われているかどうかをふまえ、掲載の可否を改めて判断）
- ④ 掲載不可

「査読の継続」と評価した査読担当者は、修正に必要と想定される期間を(a) 1か月、(b) 3か月、または(c)その他から選び、委員会に伝達する。3か月以上の修正期間を要すると判断された応募原稿は直近号の編集プロセスから外し、次号での掲載を見据えた編集プロセスに移行させる。また、掲載不可と評価した応募原稿のうち、時間をかけて趣旨を大幅に修正することで掲載水準に達する可能性を秘めているものについては、現時点で当該原稿が抱えている問題点の指摘にとどまらず、修正の方向性も具体的に示唆し、将来の再投稿を薦める。

3. 掲載論文の決定

- (1) 編集委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果にもとづき、査読担当者2名の査読結果がともに2(4)の①または②である応募原稿を掲載対象論文として決定し、応募原稿執筆者にその旨を伝える。
- (2) 少なくとも査読担当者の1名が2(4)の③または④と評価した論文については、その取扱いを編集委員会が決定する。その際、編集委員会は査読担当者の査読結果を最大限尊重し、いずれかの査読担当者が下した結論にもとづき対応する。
- (3) 編集委員会は、3(2)で「査読の継続」と決定した応募原稿執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項にもとづき修正するよう依頼する。その際、編集委員会として追加的な指摘を行うことができる。とりわけ2名の査読担当者による指摘事項に二律背反する内容が含まれている場合は、応募原稿執筆者に対してどのように修正に臨むべきかについての具体的な方針を示す。
- (4) 再査読においては、委員である査読担当者が指摘事項が適切に修正されているかどうかを編集委員会に報告する。委員以外の査読担当者が確認を希望する場合は、当該委員が確認作業に加わることができる。
- (5) 編集委員会は、3(4)での修正結果の確認作業にもとづき、次の①から④のいずれかの再査読の結果を決定する。再査読は初回の査読とあわせて3回までを目安とする。
 - ① 無修正掲載可
 - ② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可
 - ③ 査読の再継続
 - ④ 投稿取り下げの勧告
- (6) 編集委員会は、3(5)で「査読の再継続」と決定した応募原稿を直近号の編集プロセスから外し、次号での掲載を見据えた編集プロセスに移行させたいうで再査読の手続を繰り返す。

(7) 編集委員会は、3(5)で「投稿取り下げの勧告」と決定した応募原稿執筆者の抗弁を受けるのを妨げない。ただし、応募原稿の扱いに関する応募原稿執筆者と編集委員会の不一致が解消されない場合は、編集委員会はその権限により当該原稿を掲載不可とする。

(8) 編集委員会が指定した期日までに修正原稿の返送がない場合には、それがいずれの査読手続において生じたことであっても、編集委員会は投稿が辞退されたものとみなす。

(9) 統一論題報告を基礎とする依頼原稿のうち、執筆者の希望により査読の対象となったものに関する査読は1回限りとし、その査読結果は次の①から③のいずれかとする。具体的な査読手続については、3(8)までの規定のうち1回限りの査読にも適用可能なものを準用する。

① 無修正掲載可

② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可

③ 査読を付さない論文として掲載（査読論文としては掲載不可）

4. 他誌への同時投稿の取扱い

査読期間中、本誌に対する応募原稿と同一の（あるいは内容がきわめて類似している）原稿を他誌に投稿することを認めない。すなわち、既に他誌に投稿済みの原稿を本誌に投稿することも、本誌に投稿済みの原稿を他誌に投稿することも認めない。編集委員会は、応募原稿執筆者が他誌に多重投稿してないことを事前に確認する。なお、掲載後、多重投稿が発覚した場合、掲載を取り消し、その旨を本誌などで公表する。

5. 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を同時に投稿するのを認めるが、第1著者としての投稿は1論文に限る。ただし、複数論文について査読担当者が掲載を可としても、複数論文を掲載対象論文とするかどうかは編集委員会で決定する。

6. 本申し合わせの改廃

本申し合わせの改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附則）

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年11月21日決定

2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。

3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

『国際会計研究学会年報』 執筆要領

1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内））を記載する。

2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 判、横 40 文字×縦 37 行とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとる。原稿は、原則として、刷り上がり 15～20 頁前後とする。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができる。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とする。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とする。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（例えば、数字、アルファベット）は半角にする。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しない。フォントサイズ等は次のとおりである。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の節、項等については、以下のようにする。

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

本文

1. 見出し

本文

(1) 見出し

本文

注

参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用する。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使う。また，外国人名については原語により表記する。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（，）とする。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつける。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載する。

[例] (Sprouse and Moonitz [1962], pp.23-24) (年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用する)。

また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用する。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R.T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付す。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載する。なお，かかる注については本文の該当個所に(1)，(2)のようにルビ上ツキで示す。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載する。

- ・和書 著者名[出版年]『書名』出版社名。
- ・論文（和） 著者名[出版年]「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
- ・洋書 family name, personal name[出版年]，書名，出版地（または出版社名）。
- ・論文（洋） family name, personal name[出版年]，“論文名”，雑誌名，Vol.○，No.○，pp.○-○。（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更する。）

なお，personal name については R.T. のように省略する。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載する。さらに，出版年については西暦で記載する。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R.T. and M. Moonitz のように記載する。

論文が著書の 1 章に該当している場合，和書については

著者名[出版年]「論文名」編著者名編[出版年]『書名』出版社名，○-○頁。

洋書については

family name, personal name[出版年]，“論文名，” in family name, personal name (ed.)[出版年]，書名，出版地（または出版社名），pp.○-○。

とする。

訳書については、原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをする。原著書を使用する場合には、原著書について洋書として記載した後に、括弧書きで訳書を記載する。

[例] Littleton, A.C.[1933], Accounting Evolution to 1900, New York (片野一郎訳 [1978]『リトルトン 会計発達史(増補版)』同文館出版)。

なお、編著、訳書については、それを引用文献として実際に使用する場合を除いて[出版年]の記載は必要ない。ただし、その場合には、編著、訳書の出版地(または出版社名)に続いて出版年を記載する。

8. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがある。

9. 英文要旨

論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨(英語、1頁以内)を記載する。

10. 本執筆要領の改廃

本執筆要領の改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

(附則)

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年11月21日決定
2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。
3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

編集後記

国際会計研究学会年報 2022 年度第 1 号を無事公刊することができました。研究担当理事を含む年報編集委員会の先生方、および年報担当幹事の豊岡先生に厚く御礼申し上げます。

会則上、年報は年 2 回公刊することとされていますが、投稿論文数が低迷していたこともあり、ここ数年は年 1 回発行（すなわち合併号の発行）が続いておりました。

こうした事態を打開するため今年 6 月に開催されたのが第 1 回 JAIAS カンファレンスです。当カンファレンスで報告した内容にもとづく論文を本年報の査読手続に係るファスト・トラックにのせることを明記して募集したところ、幸いにも 3 名の先生方にご報告いただくことが叶いました。本号にはご多用中にもかかわらずご快諾下さった杉本徳栄先生の基調講演とともに、カンファレンスでの報告を基礎とした論文が 2 編収録されています。

今後も年 2 回発行を続けるためには、先生方のご協力が不可欠です。年次大会のみならず、カンファレンスにおける積極的なご報告を引き続き期待しております。なお第 2 回カンファレンスは来年概ね同時期に開催する予定です。

編集委員長 米山 正樹

編集委員会

委員長 米山 正樹

委員 草野 真樹 角ヶ谷 典幸 古庄 修 山地 範明

幹事 豊岡 博

**Bulletin of Japanese Association for International
Accounting Studies, 2022, Vol.1 (No. 51)**

国際会計研究学会 年報

—2022年度第1号(通号51号)—

発行 2022年11月30日

編集・発行 国際会計研究学会

(事務局)

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科

高井 駿研究室内

印刷所 有限会社 玉 新 社

〒173-0004 東京都板橋区板橋1丁目35番6号

TEL 03-3579-9351 FAX 03-3579-9338

